

## 平成17年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成17年6月16日（木曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 町長一般行政報告
- 第 6 総務文教常任委員会報告
- 第 7 産業建設常任委員会報告
- 第 8 行財政改革調査研究特別委員会報告（中間）
- 第 9 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第10 報告第 2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第17 一般質問
- 第11 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第12 農業委員の推薦について
- 第13 請願第 1号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める請願
- 第14 請願第 2号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する請願
- 第15 請願第 3号 2006年医療制度改革に関する請願
- 第16 請願第 4号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する請願
- 第18 議案第 1号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第 7号 町の職員以外の者に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第 2号 中頓別町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第 3号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第 4号 中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 第23 議案第 5号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算
- 第24 議案第 6号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算

- 第25 発議第 1号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書  
(案)
- 第26 発議第 2号 道路整備に関する意見書 (案)
- 第27 発議第 3号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書 (案)
- 第28 発議第 4号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求  
める意見書 (案)
- 第29 発議第 5号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに  
関する意見書 (案)
- 第30 発議第 6号 2006年医療制度改革に関する意見書 (案)
- 第31 発議第 7号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正  
に反対する意見書 (案)
- 第34 発議第 8号 中頓別農業高等学校の存続を求める決議 (案)
- 第32 議員派遣について
- 第33 閉会中の継続調査申出について

○出席議員 (10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 星川三喜男君 | 2番 岩田利雄君  |
| 3番 山本得恵君  | 4番 柳澤雅宏君  |
| 5番 本多夕紀江君 | 6番 藤田首健君  |
| 7番 石井雄一君  | 8番 村山義明君  |
| 9番 宮崎安史君  | 10番 石神忠信君 |

○欠席議員 (0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |         |       |
|---------|-------|
| 町長      | 野邑智雄君 |
| 助役      | 矢部守世君 |
| 教育長     | 福家義憲君 |
| 総務課長    | 安積明君  |
| 総務課参事   | 小林生吉君 |
| 総務課参事   | 遠藤義一君 |
| 産業建設課長  | 尾本導弘君 |
| 産業建設課参事 | 柴田弘君  |
| 産業建設課主幹 | 吉田行博君 |
| 産業建設課主幹 | 中原直樹君 |
| 産業建設課主幹 | 青木彰君  |

保健福祉課長	石川篤君
保健福祉課参事	竹内義博君
教育次長	米屋彰一君
教育委員会主幹	藤井富子君
給食センター所長	菊地誠治君
出納室長	奥村文男君
天北厚生園長	千葉辰雄君
国保病院事務長	高井秀一君
国保病院事務次長	村越重忠君
南宗谷消防組合	鳥田博君
中頓別支署長	
農業委員会	竹内輝幸君
事務局長	
自動車学校長	浅野豊君
保育所長	遠藤美代子君
こどもセンター長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	高井水脈子君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成17年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において8番、村山さん、9番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告の件を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成17年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、5月13日、6月7日及び6月13日に議会運営委員会を開催したので、内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日6月16日から17日までの2日間とする。

2、本日の議事日程について、日程第1号のとおりである。

3、農業委員の推薦について、議長発議で推薦者を会議に諮る。

4、一般質問について、期日までに通告したのは2名であり、質問内容に重複はなかった。

5、請願、意見書の取り扱いについて、連合北海道宗谷地域協議会などから提出された米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める請願ほか3件は、いずれも委員会付託を省略し、本会議で審議する。道町村議会議長からの要請に基づき発議された温暖化ガス吸収源として森林機能対策充実に関する意見書ほか2件は、いずれも委員会付託を省略し、本会議で審議する。請願にかかわる意見書の取り扱いも同様とする。

6、町側から提出された職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定外6件の議案は、いずれも本会議で審議する。

7、議長から議員定数の削減、常任委員会制度のあり方、期末手当の削減について諮問され、本委員会は一定の結論を得たところである。これらについては、行財政改革調査研究特別委員会でも全会一致で了承されたので、同委員会の中間報告に詳細をゆだねる。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日6月16日から17日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月16日から17日までの2日間とすることに決しました。

#### ◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、議長の一般報告の件を議題とします。

議長としての報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、平成17年度北海道町村議会議長会定期総会が6月9日、札幌市で開催されました。総会では各支庁の議長会から提出された議題13件のほか、決議、特別決議各1件を全会一致で採択し、今後国や道などの関係機関へ要望、実現を図っていくことが承認されました。このうち、宗谷管内町村議長会からの提出議題、温暖化ガス吸収源としての森林機能対策の充実については本町議会から提出されたものであり、私が提案理由の説明をいたしました。本件は、全道町村議長会の意見書として取り上げられ、6月の定例会で採択するよう全道各町村議会に要請されておりますので、一応ここにご報告いたします。

#### ◎町長一般行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、町長一般行政報告の件を議題とします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。17年第2回目の定例会の招集をいたしましたところ大変お忙しい中全員の議員さんの出席をいただきましたことに、まず初めにお礼を申し上げたいと思います。

5月14日以降昨日までの一般行政報告につきましては、印刷物で配付をしているとおりでありますけれども、3点について私の方から報告をさせていただきたいと思います。

1点目は、国道275号中頓別市街地の歩道整備についてであります。去る5月25日に稚内開発建設部の次長等が来庁いたしまして、平成17年度の稚内開発建設部管内の事業概要について説明がありました。その中で、かねて要望していました国道275号中頓

別市街地の歩道整備がバリアフリー化に向けて本年度から着手されることになりました。事業の概要、区間でありますけれども、タックス宝島自動車整備工場入り口の交差点から旧日石スタンドの交差点までの平板ブロック部分を除く両側約1,000メートルと交差点部を基本とする照明灯の整備であります。事業費、その他のスケジュールについては、記載のとおりであります。

2点目、天北厚生園の法人化についてであります。天北厚生園の法人化につきましては、ことし1月に民間有識者による懇話会の答申を受けまして、これに基づいて2月に「南宗谷福祉会」と移管に関する協議を申し入れ、これまで検討を進めてまいりましたが、同会から3月に、答申中「受け入れ職員の条件等」の一部については受け入れがたいという回答がありました。このことによりまして、天北厚生園では職員に対するアンケートを実施するとともに、これをもとに園内職員で構成する検討委員会が対応を協議し、考え方をまとめた上で、改めて5月、懸案事項を削除いたしまして再度協議に応じて頂くことを申し入れてまいりました。この結果、6月6日に理事長が来庁いたしまして、基本的に受け入れる方向で進めるとの回答があり、今後は実務者レベルで綿密な協議を進めていくことになりましたことをご報告を申し上げます。

次に、3点目でありますけれども、中頓別農業高等学校生徒募集停止の再考要請についてであります。平成18年度の公立高校適正配置計画案が新聞で報道されまして、6月10日に急遽町長、議会議長ほか4名で北海道教育庁新しい高校づくり推進室の白髭室長、岸参事を訪問いたしまして、「中頓別農業高等学校の生徒募集停止について再考してほしい」と要請をしてまいりました。しかしながら、再考についての回答はなく、大変厳しい状況であるとの認識をしてまいりました。私ども最後の決定されるまで存続について努力をしていくつもりでありますので、今後ともご指導をいただきたいと、このように考えます。

以上3点、ご報告を申し上げます。

○議長（石神忠信君） これにて町長の一般行政報告は終了いたしました。

#### ◎総務文教常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、総務文教常任委員会報告の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

村山さん。

○総務文教常任委員長（村山義明君） 総務文教常任委員会の所管事務調査について報告いたします。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

- 1、日時、平成17年6月6日午前9時30分～11時45分。
- 2、場所、議場において。

7、調査項目、環境基本計画の進捗状況について、町広報の編集発行について。

8、調査経過、両調査項目とも総務課小林参事が説明した。

このうち、環境基本計画については、①、現在の進捗状況及び②、今後のスケジュールについて説明を求めた。現在の進捗状況については、昨年度の「環境中頓別町民会議」（以下、町民会議という。）の活動について説明を受けた。町民会議は、今年6月下旬に総会を開き、これまでの活動報告と論点整理を行うほか、町民が参加する場として「環境しゃべり場」を実施する。また、「森」と「川」をテーマに開くシンポジウムを経て、12月に環境基本計画案及び環境基本条例案の最終報告を行う。町は、町民会議から論点整理が示された段階で、政策の洗い出し作業を行う。最終的には、両案の答申を受けてから検討し、来年3月議会に制定した計画の報告・条例を提案する予定である。計画案、条例案は、町民にわかりやすいものとしたい。質疑の際、環境のキーワードは森、川、廃棄物との見解が示されたほか、国有林伐採の実態、河川改修の現状を調査・認識した上でなければ論点整理ができない、計画がなにをめぐすのか明確にならないと論点がぼやけ、国（林野庁）、道（土木現業所）との協議ができない、実効性の伴わない条例になるなどの指摘があった。

町広報の編集発行について、編集方針、編集体制、発行日、他の広報との連携について説明を求めた。説明によると、広報編集方針は、町民生活にとって関心あるできごとを幅広く取り上げ、読みやすく、わかりやすく伝えていくことを基本にしている。編集体制は、現行の1名体制から平成17年度中に広報編集会議を設置する方向であること。発行日は、「広報なかとんべつ」は毎月10日、旬報は現在月内10日ごとに発行されているが、月2回にしたいとの説明であった。他の広報（議会だより等）との連携は、互いの独自性を尊重しつつ、町民が知りたい情報の提供について取り組めるものから実施したいとのことであった。各委員からは、広報は行政の情報誌であり、行政の動きを町民に伝えることが役割であること、町政執行方針と当初予算のセット掲載をはじめ決算、補正予算の状況、町長の動向などを掲載すべきであること、発行日に対し実際の配付日が極端に遅いなどの指摘があった。

9、調査の結果又は意見、環境基本計画・条例の策定にあたっては、先に森、川、廃棄物の実態・現状を把握し、めぐすべきもの（目標）を示してから実効性の伴うものとするべきである。町広報の編集発行にあたっては、広報編集会議を早急に設置し、行政情報誌としての位置付けを確立すべきである。また、その都度突発的、唐突な記事を掲載するのではなく、編集会議で方針を明確にし、毎号続ける「町民の声のコーナー」など掲載メニューの定番化、定型化を図るべきである。最も大切なこととして、発行日は厳守すべきである。

以上、報告といたします。

○議長（石神忠信君） これにて総務文教常任委員会報告は終了しました。

◎産業建設常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、産業建設常任委員会報告の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

石井さん。

○産業建設常任委員長（石井雄一君） 産業建設常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

このたび、本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

記、1、日時、平成17年6月7日午後1時～午後3時30分。

場所、議場において。

7、調査項目、「もうもう」、「オガル」の運営状況について。

8、調査経過、「もうもう」、「オガル」の運営状況について、①、今年度の運営計画、②、両施設の連携、③、製品の製造販売の見通しについて調査した。

はじめに「もうもう」、「オガル」の今年度の運営計画を小林総務課参事、柴田産業建設課参事がそれぞれ説明した。このうち「もうもう」では、町内外の一般・団体利用のほか、体験観光との連携、「スローフード」をテーマにした講演会・加工体験などを行う。施設の利用拡大対策として、各種団体や学校への呼びかけ、ホームページ上での情報発信を実施する。自律的運営につながる収益的事業の可能性を調査研究するなどの対策を講じる。体験農園「オガル」も同様に体験型観光との連携のほか、貸し農園の取り組み、道の駅、郵政公社、循環農業支援センターなどとの連携を図り、利用拡大をめざすとの説明であった。両施設の連携については、「オガル」で生産した農産物の「もうもう」での加工、農業と食品加工を組み合わせた体験・交流事業の実施、経理・人事・労務事務など施設の管理運営、特産品開発研究のための連携の可能性などが示された。「もうもう」が試験研究、体験施設という位置付けで補助金を受けていることなどを理由に、町が特産品の製造販売を直接的に行うことは難しいとの考えが示された。これらの説明に対し、貸し農園事業の停滞、施設指導員と地域住民の連携、アグリパーク運営協議会の機能低下などを危惧する意見が多く出された。

9、調査の結果又は意見、両施設の運営母体である「アグリパーク運営協議会」が機能していないため、一刻も早く運営体制を確立させるべきである。指定管理者制度の導入も間近であり、「もうもう」、「オガル」を一元化し、民間に運営を委ねることを真摯（しんし）に検討すべきである。また、「もうもう」での製造販売の可能性を積極的に探るべきである。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） これにて産業建設常任委員会報告は終了いたしました。

◎行財政改革調査研究特別委員会報告（中間）

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、行財政改革調査研究特別委員会報告（中間）の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○行財政改革調査研究特別委員長（宮崎安史君） 行財政改革調査研究特別委員会の中間報告を申し上げます。

平成17年6月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

行財政改革調査研究特別委員会委員長、宮崎安史。

委員会報告書（中間）。

行財政改革調査研究特別委員会は、天北三町村による合併協議が終焉し、本町が当分の間「自立」の道を歩むことを背景に、行財政改革に係る諸問題の調査研究を行うため、平成16年12月20日、本会議での決議により設置された。

以下、これまでの調査経過、調査意見を取りまとめたので、中間報告をいたします。

調査経過につきましては、お手元に配付したとおりですので、省略をさせていただきます。

調査意見、本委員会では、これまで8回にわたり、業務の民間委託をはじめ各種補助金の削減など事務事業の見直し全般について調査研究を行ってきた。

この間、住民負担の大幅な引き上げを伴う行財政改革関連条例の審査では、町に対し、町民への説明責任を果たすこと、行政コストの見直し、情報公開の推進と公務の民間開放などを主な内容とする附帯決議を全会一致で議決し、本委員会としての意思を表明した。併せて本委員会は、本町の将来像を町民に示すため、中長期的な行財政運営を柱とする自立計画の確立が急務と判断したところである。今後の厳しい行財政環境に対応するため、町は5月25日、15名の民間人で構成される「中頓別町中長期行財政運営計画策定委員会」を設置した。同委員会は、町長からの諮問事項である①、行政改革計画、②、協働（パートナーシップ）による新たな公共サービス推進計画、③、中長期財政改革の三案を策定し、本年12月下旬までに答申する運びとなっている。これらの委員は、公募委員4名のほかすべてが民間人であり、計画策定にあたっては一定の自主性を保ちつつ幅広い民意を集約・反映することが期待されている。行財政改革の推進は、町村合併の有無に関わりなく住民に対して負うべき自治体の責務と考えるので、議会、行政いずれにおいても最大限の努力が払われるべきである。

現在、国の地方制度調査会で地方議会のあり方が論議されており、今後地方自治法の改正なども予想されるが、本町議会は議決機関として責任ある立場を全うするため、議長が組織改革と活性化施策を議会運営委員会に諮問し、一定の結論を得たところである。これらの施策が本委員会でも取り上げられ、行財政改革に資すると全会一致で了承されたので、その内容を次のとおり報告する。なお、改革に必要な条例の改正は、本年第4回定例会で発議される見通しなので、中長期行財政運営計画の策定にあたり斟酌されたい。

(1)、議員定数について、管内町村議会の議員定数、人口などを比較検討した結果、次期改選時から現行定数10名を8名にすることが全会一致で了承された。その際、議会活動を維持するためには8名が最低限必要な議員数であり、本町が存続する間はこれ以上減員すべきではないとの方針が確認された。また、議員数削減に伴い、議会運営委員会委員の定数も見直すこととした。

【主な理由】

- ・人口減少に伴い議員一人当たり人口も減っており、町民感情に配慮すべき必要がある。
- ・次期改選時から議員定数を削減する管内町村議会が増えている。
- ・少数精鋭を貫くべきである。
- ・報酬等の削減につながる。

(2)、常任委員会等のあり方について、常任委員会のあり方を検討した結果、平成18年度から単独(単一)常任委員会に移行することが了承された。

【主な理由】

- ・議員数が少ない中で少人数の委員会を複数設置するよりは、全員で案件の審査にあたる方が縦割り所管区分の弊害を解消できる。
- ・現行制度の下では、①、本会議では会期中しか活動できない、②、議員の発言(質問・質疑・討論等)に制約がある。③、修正の動議などに所定の賛成者がいるなど、本会議のみで審議するよりはむしろ自由度の高い委員会で審議する方がその長所を活用できる。
- ・単独(単一)常任委員会にすると委員長ポスト、報酬等の削減につながる。

(3)、議員報酬について、議員報酬について管内町村議員年収などを参考に検討した結果、平成18年度から現行の期末手当1.1カ月分を全廃することが了承された。ただし、報酬月額は当面現状どおりとし、管内町村議員年収の動向などを見極めながら、次期改選時後必要に応じて見直しを検討してもらうことになった。

【主な理由】

- ・議員の身分は特別職(非常勤)であり、生活補給金的な期末手当の必要性は認めにくい。しかし、これ以上報酬を減らせば年金生活者などしか立候補できなくなる可能性があり、議員の世代交代、女性議員の進出等を促すために一定の報酬水準は維持すべきである。
- 以上です。

○議長(石神忠信君) これにて行財政改革調査研究特別委員会報告は終了いたしました。

◎報告第1号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第9、報告第1号 例月出納検査報告の件を議題とします。

本件につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 日程第10、報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告の件を議題とします。

提出者より報告を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、産業建設課柴田参事に内容の説明をいたさせます。

柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

1 ページでありますけれども、5月の30日、ピンネシリ温泉、ホテル望岳荘において定時株主総会が開催され、平成16年度営業報告、収支決算報告、平成17年度営業計画案、収支予算案が満場一致で承認されましたので、報告申し上げます。

平成16年度営業報告については、読み上げて報告いたします。相変わらずの不況でまだまだ景気が上向きにならず、客足は年々減少しています。各部門とも減少している中、宿泊部門の売り上げは昨年を60万円ほど上回りました。これは、夏期間、冬期間と工事関係者の長期利用があり、増収につながりましたが、観光客、また一般客は年々減少しています。収入面では入館料が2万3,000円ほど増収になりましたが、利用人員では1,700人ほどの減となっています。収入については、老人無料が100円の負担になったことと冬期間の工事関係者の利用があったことが増収につながりました。減収については、会食が昨年1,500万円が1,000万円となり500万円の大幅な減収となり、その他の部門でも食堂が260万円、売店が500万円、自動販売機が260万円と総収入で1,650万円の減収となりましたが、合理化等による人員整理、食材費等経費の節約により黒字決算となり、従業員には決算手当で130万円ほど支払うことができ、また未処理分利益43万円となり、今後も経費の節減と合理化による節減と利用者のニーズに合ったアイデアを出し、増収につなげたいと思います。

2 ページ、会議でありますけれども、通常総会、16年5月31日以降、そこに記載されている役員会及び監査が行われております。

3 ページ、組織であります。株主数が63、持ち株数が200株、出資金1,000万円。役員については、代表取締役1名、取締役2名、監査役2名。社員につきましては、準社員6名、通年雇用8名となっております。

4 ページ、決算報告書について説明申し上げます。11ページをお開きいただきたいと思っております。比較損益計算書ですが、前期については温泉とオートキャンプ場の合計額となっておりますので、別に配付しました中頓別観光開発株式会社の経営状況報告説明資料で

説明いたしますので、そちらの方をお開きいただきたいと思います。1ページ目ですけれども、比較損益計算書について前期分を温泉分のみ抜粋して作りかえておりますので、ご説明申し上げます。説明につきましては、当期の16年度決算額Cと前期との比較C引くAについてのみ説明いたします。純売り上げ額につきましては、収入高、それから飲食売上高、売店売上高、業務受託収入、その他の収入合わせまして6,826万2,544円であります。前年比較ですけれども、2,132万8,133円の減であります。

売上原価、Bでありますけれども、期首棚卸高から期末棚卸高まで、16年度決算額1,942万9,399円、前期比較で1,039万8,102円の減となっております。売り上げ総利益、A引くBでありますけれども、16年度決算額で4,883万3,145円、前期比較で1,093万311円の減となっております。

販売費及び一般管理費については、2ページで説明申し上げます。2ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましても当期Bの16年度決算額と前年度比較のC引くAについて説明いたします。報酬につきましては、16年度決算額360万円、前年度比較ゼロ。給料から退職共済掛金まで、16年度決算額2,314万4,042円、比較で759万4,096円の減であります。広告宣伝費から雑費まで、小計でありますけれども、16年度決算額2,128万7,430円、比較で408万1,225円の減であります。合計、16年度決算額4,803万1,472円、前年度比較で1,167万5,321円の減であります。

1ページにお戻りいただきたいと思います。今説明いたしましたのが販売費及び一般管理費。続きまして、営業利益でありますけれども、16年度決算額80万1,673円、前年度比較で74万5,290円の増。営業外収益3,297円、前年度比較320円の減。経常利益でありますけれども、80万4,970円で、前年度比較で74万4,970円の増であります。税引き前純利益、法人税、住民税を引きまして純利益でありますけれども、45万9,370円、前年度比較で45万9,370円の増であります。

報告第2号の5ページに戻っていただきたいと思います。貸借対照表についてご説明いたします。資産の部でありますけれども、流動資産、現金から仮払金まで1,473万1,267円、固定資産、有形固定資産、投資その他の資産含めて2万7,750円、資産の部合計1,475万9,017円。負債の部、流動負債、買掛金から未払消費税まで429万9,647円、負債の部合計429万9,647円。資本の部、資本金が1,000万円、利益剰余金が45万9,370円、資本の部合計が1,045万9,370円、負債及び資本の部の合計1,475万9,017円となっております。

続きまして、6ページ、7ページについては先ほど説明いたしましたので、13ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、平成16年度の売り上げ実績が記載されておりますので、説明は省略させていただきます。

14ページ、これにつきましても16年度の宿泊者、入館者、会食等の内訳が記載されておりますので、説明は省略させていただきます。

15ページ、従業員でありますけれども、準社員6名、パート、アルバイト8名がここに記載されております。

16ページ、平成17年度営業計画についてですが、読み上げて報告いたします。景気が回復しない現状では、まず経費の節約をすることは言うまでもなく、合理化を推進し、従業員の意識改革を図り、すべてのコストダウンにつなげなければなりません。また、そのためには仕入れなども町内外にかかわらず見直ししていかなければならないと思います。また、サービスの低下にならないように、宿泊、会食、メニュー、また料金の見直しを図ります。営業面では、法事などは祭壇を用意できることをPRし、お参りと会食をホテルでできることを宣伝し、増収につなげたいと思います。また、JRなどのつながりを利用し、増収に努めていきたいと思います。

17ページ、平成17年度ピンネシリ温泉収支予算書ですが、収入の部、17年度予算のみ説明いたします。宿泊等収入からその他収入まで、純売上高で6,310万円。それから、売上原価ですけれども、材料仕入れから飲料仕入れまでは1,750万円。それから、収入の内訳は、下に書いておりますので、省略させていただきます。支出の部、役員報酬から支払消費税までの一般管理費及び販売費計が4,560万円、これに仕入れ高、先ほど説明いたしました売上原価を1,750万円足しまして6,310万円ということでの予算であります。

(「千円単位だから」と呼ぶ者あり)

○産業建設課参事(柴田 弘君) 17年度予算のところ、円って書いてありますが、千円ということで訂正していただきたいと思います。

以上、中頓別観光開発株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) それでは、質問させていただきますけれども、流れとして単純に売り上げが2,000万減って、売上原価、それから一般管理費等で売り上げ落ちた分をフォローしているというか、それで抑制されて、収支とすれば昨年よりも何ぼかいいということなのですけれども、結果オーライも確かにそうなのですけれども、これやっぱり先細りという感じがするのです。収入が減った分コストを下げて、何とかやりくりはしたと。まず、そのことについてもう少し、景気が悪いとかという、相変わらず不況でという、ただこれだけでこういう数字になっていると押さえているのか、もっと細かく内容を分析していないと、17年度の目標にもあるけれども、すべてのコストダウンにつなげなければなりませんって言うけれども、そうそうコストダウンは私はできないのではないかなと。当然できるようなコストダウンは今までもやってきているし、そういう面ではこの状況をどういうふうに分析しているかなというところをまず1点お伺いしたいのと、それからピンネシリの従業員との兼ね合いもあるので、17年度計画で宿泊、会食、メニュー等を見

直しを図っていくと言うけれども、その可能性というのはあるのかなと、現状においてそれをやっていける可能性があるのかなというのをまずお聞きしたい。そういう面では、利用者が少なくなっているの、バスの無料化の年齢を引き上げたという過去の経緯もあって、その間利用者の足が遠のいたということもあるので、そういう人たち、高齢者に対する送迎という問題をいつか私も間に入ってお願いしたことはあったのですけれども、そういうようなことがきちとなされているのかどうか、その3点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） ピンネシリ温泉ばかりに言えることでなくて、管内それぞれのこういった温泉だとか観光施設等に総体として言えることでありますけれども、非常に入り込み数が減ってきております。北海道自体も入り込み数が減ってきておりますので、それと連動している部分がありますので、その中で温泉として努力してきたのがやはり人件費等での節減だったのではないかと分析はしております。これ以降観光客の入り込みの増加が図れるかというのは非常に難しい問題でありまして、その部分についてはそれぞれ魅力ある経営の中身にしていかなければますます減っていく状況にあるのではないかと分析はしております。

また、17年度の見直しの部分なのですけれども、会社に相当努力していただかなければ収入の増にはなかなか結びついていかないと思いますので、町といたしましてもそういった指導をしていけるような体制を組んでやっていきたいと思っています。

また、高齢者の送迎につきましては、現在行われていないということで承知しております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 入り込み数が減少していると、それをある程度回復するためには魅力あるものにしていかなければならないという答弁なのですけれども、この数字を見れば入り込み数が減っているというのはわかる。確かに全道的にどの町村も入り込み数が減っていると、だからピンネも仕方ないのだけではだめだと思う。だから、入り込み数が減っている、何で減っているのだろう、確かに今の情勢というものもあるけれども、やっぱり魅力がないのだろうと。だったら、どうやって魅力をつけようかというのがないと何をどう分析しているのということになると思う。それから、一番最後に言うように、高齢者が70歳から75歳になって無料バスを使うことができなくなって、温泉に行きたいけれども、なかなか行けないというのが現実にいるわけでしょう。先ほども言ったように、私も何とかそれを温泉として町内何カ所か、1軒1軒回るのではなくても何カ所か時間を決めて送迎することができないか、ではピンネの方で検討しましょう。入り込み数が少ないと言っている状況があるのに、ピンネに行きたくても足がなくて行けないよと言う人たちの、その改善をどうしてしていないの。それで入り込み数が減っています、魅力あるものにしますって言っても、では何をどうやって分析しているのということを私は聞きたくなる。

せめて高齢者の送迎ぐらい検討できないのか、その点についてももう一度お伺いします。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 平成16年度の町が中頓別観光開発株式会社に委託した経過については、議員の皆さんもご承知かと思いますが、900万円の定額委託ということで、赤字になっても黒字になっても会社で責任持ってやっていただくという方針に基づいてやってきました。その中で、町側もできるだけその部分では会社経営を尊重して、余り口を挟まないというような状況の中でこの1年間やってきたつもりであります。その中でも、いろいろ相談されたことについてはそれぞれ協議しながら進めております。そういった中で1年間会社運営してきているものですから、町民の目から見ますと非常に活力のない部分だとかご迷惑をかけている部分なんかあったと思いますけれども、町のそういった委託等の契約の仕方を考えますと、会社みずからが努力していただいて経営改善していただくという方針で取り組んできましたので、そういった状況になったのかなと思っております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 最後なので、その流れは私もよくわかります。ただ、あの温泉は、今吉木さんにそういうことで900万円でお任せしているわけですが、完全にくれてやったわけではないですよ、町だって1,000万出資をしていますよね。ならば、契約内容の細かいところまで私も存じないのであれなのですけれども、やっぱり町民サービスというものが大前提でなければ、それがすべてという意味ではないのですけれども、あの施設の意味がない。サービスをしないで、収支だけを云々ということになってしまうと、町民が困ろうが客が来ようが来まいが、おれは要は900万でやっていけばいいのだろうという世界に私は陥るのではないかと。そういう点においては、実践を尊重することは私も十分理解できますけれども、契約内容等についてももう少し、町側として900万円出すわけですから、1,000万出資しているわけですから、もう少し今私が言ったようなことの内容整備というのも今後検討していただきたいというふうに思いますけれども、その点について最後にお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

このピンネシリの温泉施設につきましては、基本的には住民の健康増進が大きな意味合いを持っていると思います。そのために町から900万円の助成をしていると、これが基本であります。そういう意味からすると、今柳澤議員さんが言われているのはもっともでありますけれども、私どもも平成15年と16年度の入館者を調べますと大体1,700人ぐらい減っております。私は、ほとんどが町民の人が利用した減少率でないかなと思います。そうすると、月に100人強減っていますので、そういう意味からすると何とか地元の人利用を図っていくのがこの温泉の存続に大きな影響を与えていくのではないかなと思います。特にそれぞれの町村がこういう公共の宿を持っているわけですから、特

にこの地域においては地元の人たちに多く利用してもらおうと、こういうような形をとっていかなければならないのではないかなと思います。そういう意味で、私どもも5割の株を持っているわけでありますから、温泉の方にできるだけ営業していただきながら地元の活用を図ってもらおうと、こういうようなことで申し入れをしていきたい、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 柳澤さんの質問と多少ダブるようなところもあるかもしれませんが、16年度営業報告と17年度営業計画案の中身について伺います。

営業報告の中で利用者のニーズに合ったアイデアを出し、増収につなげたいと思いますというふうに書かれているのですけれども、利用者のニーズについては何度か役員会も開催されているようですし、その中で話題になっているのではないかと思うのですが、具体的にニーズをどのようにとらえていらっしゃいますか。

それから、営業計画案ですけれども、サービスの低下にならないように宿泊、会食、メニュー、また料金の見直しを図りますということですが、この中の会食ですが、前年度と比べて収入が大きく、これだけではありませんけれども、特に会食、収入も大きかったのですけれども、落ち込みも大きいというふうに思います。会食ということになりますと中頓別町内には会食できるような場所も数少なく、また先ほどから言われていますようにこの温泉は町民の憩いの場でもあります。そこで会食ができるということは町民にとっても大変うれしいことなのですけれども、これはうわさで申しわけないのですけれども、会食は受け付けないことにするというような話があったり、会食を申し込んだのだけれども、断られたとかいう話も聞いております。今後会食についてはどうなのでしょう。料金の見直しだけで、今までどおり会食も引き受けますということなのでしょう。

このニーズと会食について伺います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 町の方で役員会に担当が出席しておりません。先ほども申しあげましたように、会社の独自性等を重視した委託契約方式をとっておりますので、ある面では会社に頑張っていたいただかなければならない状況の中で1年間運営してきました。そのような状況なものですから、利用者のニーズの部分の分析、掌握は私の方としてはしておりませんので、ここの営業報告の中でいっている利用者にあったニーズというのは会社に聞かなければ答えることができませんので、もし必要とあれば後で会社に確認して、別にご報告申し上げたいと思います。

それから、平成17年度の中の会食の部分ですが、平成17年度に入りまして息子さんでありました調理長が退職いたしました。そういった中で会食等をやっておりますので、平成16年度までのような会食のメニュー等をすべてできるような状況で運営していないのが実態でありまして、特に懐石料理的なものについてはちょっと難しいような状況も会社として言っておりましたが、通常宴会で出しております3,000円、5,000円コ

ース等については実施できるということで打ち合わせはしておりますので、また断られたという部分のところはそういった会食的な料理での部分かと思いますが、そういった部分は私の方もそういうことは聞いておりますので、そのような状況になっております。また、方針の中に出ております祭壇と、それから料理をセットにした形の中でまた利用度を高めていきたいということでありますので、そういった部分もまた新たなメニューとして出てくるような状況になっております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 役員会に出席していないということですが、これは半分の株を持っている以上出席しないというのは何かおかしいような気がしますけれども、いかがなものでしょうか。そして、ニーズを把握していないということですが、必ずしも会議に行かなくても観光開発の方と何かと接触する機会は会議のほかにもあると思うのですけれども、その中でとらえられるのではないのでしょうか。ニーズがどのようなものであるか、いろいろあるとは思いますが、先ほどから出ていますバスの運行をしてほしいだとか、それから懐石料理も含めた会食ができれば町民としては大変助かるというようなこと、それから入り口にせめてスリッパを置いてほしいだとか、そういうようなことがニーズではないかなと思うのですけれども、改善の方向になるように努力をしていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 温泉の方にいろいろと聞きながら改善できるように努力したいと思います。

○議長（石神忠信君） そうでなく、1点だけ、株主、半分以上出資しているのに、出席するべきでないかという意見を求めているのですけれども。

矢部助役。

○助役（矢部守世君） 私の方からお答え申し上げますけれども、役員会の町からの出席というものについては、基本的には取締役会でありますので、取締役以外は出席できないということでもあります。なお、従前からたびたび町の職員なりが出席する場面もありましたけれども、それは会社側から町の考え方を聞きたいという場面があったりすると要請があって、出席すると。また、重要な案件があれば、その時点で町の方でも出席を求めて、出席をさせていただくということの了解を得た中で同席している場面もあるということでもあります。そういったことで、ケース・バイ・ケースで同席をさせていただいておりますけれども、基本的には会社の取締役会でありますので、取締役以外の者については同席できないと、それは原則であります。そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 私も前者の質問者と重複する面がありますが、まず今町長のご答弁の中で地元の利用者がいなければ困ると。私もそれが最も大きな問題だと思って

おります。私も温泉はよく利用させていただいている方だと思っておりますけれども、本当にいつ行っても人がいるということが、何人かはいますけれども、これが温泉かなと思える状態は年に何回かです。温泉に行く時間帯によっても異なるでしょうけれども、私は大体夜6時から7時ごろまでの間によく行きますけれども、いつ行ってもほとんどお客さんがいないと言っても言い過ぎではないような状態です。それは、やはり地元の利用者がいないというのが大きな問題である。

それと、17年度の営業計画案の中にも載っていますけれども、法事等の祭壇を用意して、PRをしてこれからやっていくと言うけれども、先ほど本多議員が言われましたように、では調理人ができるのか、今現在ではないから、私も経験しました。去年からことしにかけて2回も、あそこでは法事なんかはできない。少人数の場合には引き受けますけれども、ちょっと多くなると引き受けられない。それは、当然調理人がいないからであろうけれども、ではこれからこういう計画案のように調理人を採用してできるのか、そこが一番問題だと思うのです。ただ町が年間900万の営業補助をしていっても、温泉は今まで、去年もやっていたのだからやっていけると思うのです。これは、営業の補助金。例えば大きい機械の取りかえだとか、もしこれから大きくお金がかかる場合は、これはまた町で負担していかなければならぬ。そういう中で、町が口出しをしないという約束で900万円の補助を出しているわけですよ。結果が悪ければ町の方に問題が来るのです、町民として。その辺ももう一度考えていく必要があるのではないかなと。そうでないと年々年々衰退して行って、あの温泉がどうなるだろうというふうにも懸念されますので、その辺について町長の考えとしてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

私も温泉が好きですから、月にオーバーに言えば10回ぐらい行っていますけれども、たまに山本さんとも会いますけれども、私は昼間行くのが多いのです、どっちかといえますと。山本さんとちょっと考え方が違うのですけれども、地元の人が利用している割合はちょっと少ないのかなと、知らない顔が多いのかなと、私の実感はそういう実感でありますけれども、しかしながらその結果は、先ほど申し上げましたとおり15年度、16年度を比較すると全体で1,700人ぐらい減少してきていると。地元の人たちも、人口も減少していますし、いろんな関係もあるのかなと思いますけれども、しかしながら町が営業補てんをしているという部分については、町民の健康増進施設であるという考え方からしてそういうことを議会でご理解をいただいて、助成をしていると。今まで、山本議員さんも知っていると思いますけれども、一時は2,000万以上足りない部分もありましたけれども、ここ当分というのですか、平成15年度までについては1,300万、1,500万という不足額でありました。しかしながら、今まで赤字になれば全額町から補てんをするという営業方針、営業の形は好ましくないと、こういう時代でありますから。やはり会社として最大限の努力をしてもらう必要があるのかなと、こういうことで基本的に最

低限必要な経費として積算したのが900万円と、こういうことであります。そういうことで16年度からスタートいたしまして、ことし2年目であります。

今お話があったとおり調理師も、息子さんでありましたけれども、3月いっぱいまでやめて、調理師不在の中です。私も4月の末に社長と会いまして、いろいろな話をさせていただきました。社長は、自分では調理の技術かなり持っている、5,000円ぐらいの会食等については私が料理をつくることは十分可能だと、こういうような話でありました。そういうことで、5,000円ぐらいまでの会食については十分やれると、こういうような話であります。それで、16年度の利用者のニーズの一環として、法事等については祭壇も用意できるので、お寺でお参りをして、また違うところで会食をするという形よりも温泉でお参りをしていただいて、会食をすると、こういうシステムをやれるので、そういう面での営業努力もしていきたいと、こういうお話であります。そういう意味からして、私は本来調理師もいないで会食もできないのであれば900万円の委託料を下げるという考え方を持っておりましたけれども、そういうようなお話でありましたので、ことしも900万円の委託料を出してお願いをするという形になりました。しかしながら、会社としても経営努力をしていただいて、そして私どもも会社と一緒に町民の利用増進を図っていくと、こういうような形を考えていかなければならないのではないかなと思います。そういう意味で、大変厳しい状況でありますけれども、私どもも会社の方に申し入れることは申し入れて、会社と一緒に利用増進を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 年間900万の助成が多いとか少ないは問題ではないと私は思うのです。ただ、これからの経営をどのようにしていくか。例えば食堂にしたって、あれだけのメニューよりない。そうすると、あそこへ行って御飯食べてもいつも同じメニューで、おいしくないというふうになるとだんだん食べる方も少なくなる。それと、今言われたように法事なんかでも、PRをしていくと温泉では言っていますけれども、これは結果的にだめなときにはどこに来るかといったら、町側に来る。町が口を出さないというところにいいような問題と悪いような問題があると思うのです。温泉側としては、町が口を出さなければやりやすいようにやっていけるから、いいだろうと思いますけれども、一般町民が苦情、批判をどこへ持っていかといったら、温泉へ直接持っていく人はなかなかいない。やっぱり町がやっているという感覚でいますから、では町が何をやっているのだと、年間900万も出して何をやっているのだというような批判は私もよく聞いております。だから、その辺をどうやってこれからの運営、経営をしていけばいいのか。温泉も利益だけを目的にしてもサービスの低下につながっていく。だから、900万で何とかしてやっていくためには、ではあれも削る、これも削るということになるので従業員もだんだん、だんだん少なくなっていくし、ふろの掃除なんでももう全然変わってきているわけなのです。その辺をこれからどうやっていったらいいのか、どうやっていくのか。ただ、先

ほど課長の答弁にもありましたように、そういう計画でいるのですと言われても、その計画が確実に実行できるのか、町が全く口を出さないで、温泉だけでできるのか、その辺お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町民からの苦情があれば私ども十分受けて、会社の方にその旨改善の申し入れをするということは、これは当然であります。これは、苦情を温泉に直接言ってもらうのも結構でありますし、また我々町の方に言ってもらうのも結構であります。これは、当然住民からの苦情等については受けていきたいと思ひますし、ただ取締役等の任期が2年でありますから、16年、17年の2年間、来年の3月で取締役が任期切れになります。そういう意味で、私と社長との話では、今の状況ではなかなか経営が厳しい、難しい、やめたいという話もあります、はっきり申し上げて。私の方は、取締役を受けた時点で2年間という任期があるのを知っていて受けているわけでありますから、少なくとも任期期間全うしてもらいたいと、そしてやめる場合については2カ月、3カ月前に必ず言ってくださいと、それで私どもはその期間内にいろんな対策を考えていかなければならぬだろうと思ひます。そういう意味では、山本議員さんの言われるようなことを十分頭に入れながら、将来にわたって温泉を残していくという私どもの考え方、使命をもってことし1年間様子を見ながら検討してまいりたいと思ひます。

○議長（石神忠信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、ここで10時50分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎日程の変更

○議長（石神忠信君） ここでお諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第17、一般質問を先に審議したいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、一般質問を先に行います。

#### ◎一般質問

○議長（石神忠信君） それでは、一般質問を行います。

本定例会では2名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

まず初めに、受け付け番号1番、議席番号5番、本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 二つのことについて質問をさせていただきます。

一つ目は、公共住宅の整備についてです。住宅再生マスタープラン（平成9年度策定）によると、老朽化が著しい本町最大規模のあかね団地の建てかえを優先させる。あかね団地の建てかえに先立ち、拡充建てかえ団地の建設を行うなどとなっています。平成12年度からこのマスタープランに沿って団地の建設が進められてきましたが、ことしの第1回定例会では、財政が厳しく建設は当面中止との方向が示されました。しかし、老朽化した団地には現に数十世帯の方が入居しており、これらの住宅は外壁がはがれ落ちたり、すが漏りがしたり、トイレも水洗化されておらず、ふろもない、屋根の状態もひどいなど、町長が町政執行方針で述べているような快適に暮らすことができる生活環境とはかけ離れています。住宅の建設が当面中止であれば、何らかの手だてが必要と思います。

そこで、次のことを伺います。1、屋根は勾配が緩くて雪が落ちにくい上、さびていて断熱も不十分なので、玄関の真上にも氷がつきます。玄関の上がり口も氷の山でつるつるになり、上も下も危険です。屋根の補修はできませんか。

2、老朽化した団地のトイレを水洗化することはできませんか。

3、修理修繕の計画はありますか。

四つ目、マスタープラン策定当時と事情がかなり変わっています。公共住宅整備計画全体をもう一度練り直す必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員さんの公共住宅の整備について、（1）から（3）までについては総務課長、（4）については産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、ご答弁申し上げます。

（1）番目ではありますが、屋根の補修はできませんかというご質問であります。屋根の形状変更など抜本的な改修は困難であると考えておりますが、状況の改善に向けた補修などの手だては講じてまいりたいと思います。

2番目、トイレの水洗化の件ですけれども、現時点でトイレの水洗化は難しいものと考えております。

修理修繕の計画に関してです。修理修繕の年次的計画はありませんが、修理修繕は毎年度予算を確保し、状況に応じて修理などの手だてを講じているところであります。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 4点目のマスタープランの策定についてお答え申し上げます。

中頓別町公共賃貸住宅再生マスタープランに基づき、拡充団地の年度戸数の変更はあり

ましたが、全体建設戸数は計画以上に建設しているところがございます。よって、公共住宅整備計画の見直しにつきましては、平成18年度に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

屋根については、状況の改善に向けた補修等の手だてを講じるということですが、どんな方法だったら実現可能だと考えていますか。例えばペンキの塗りかえなどでしょうか。

それから、トイレの水洗化は現時点では難しいということでしたが、どのような理由から難しいということになるのでしょうか。

修理修繕ですけれども、毎年行われていることは予算も計上されておりますのでわかりますが、それについては基準とか目安といったものがあるのでしょうか。どの部分のどの程度の破損だとか、金額的なことだとか、申し込み時期などです。全体の建設戸数は計画を上回っているとのことですが、高齢者の方もそうでない方も皆さんおっしゃるのは、新しい住宅がよいことは間違いのないけれども、家賃が高くなったら困るということです。この点からすると、住宅の整備というのは必ずしも新築に限らず、2戸を合わせて1戸にして広い住宅にするというようなリフォームも視野に入れるべきだと思います。また、整備計画の見直しは18年度に実施したいとのことですが、マスタープランによりますと18年度はあかね団地Bブロック24戸の現地建てかえの予定になっています。17年度もまだスタートしたばかりです。中長期財政運営計画にも位置づけて、今年度中に検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 再質問にお答え申し上げます。

屋根については、その手だてについては本多議員もおっしゃられるとおり、ペンキの塗りかえ、あるいは穴のあいたところはコーティングするなどの対策であります。

あと、トイレの水洗化が現状ではなかなか難しいということの理由であります。一番の問題はやはり財政的な問題であります。状況によっては1戸当たり100万円程度かかるかなという状況でありますので、現時点で言えばかなり難しいかなということでありませぬ。

修理修繕の基準は、特段細かくというかはっきりしたものは持っておりませんが、当然入居者の申し出、あるいは退去時の状況、それらを踏まえながら修理修繕を行っているところでもあります。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 新しい住宅については家賃が高くなるというご質問でございます。それにつきましては、リフォームについても同じようなことが言えるかと思えます。リフォームによる再費用の検討も視野に含めてやっていかなければならないということから、2戸を1戸にしても同じようなことが言えるかと思えます。また、拡充団地の

建設計画でございますけれども、予定では19年度完成予定をしておりますけれども、計画では18、19と8戸ずつの建設でございます。実際に現在進められておりますのは、平成18年度で4戸、それと19年度で4戸で全戸数の完成を予定しているところでございます。また、Bブロックの建てかえにつきましては平成20年度の計画になっておりますので、先ほどもお答え申し上げましたが、18年度の検討の中に含めて進めさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

公営住宅の整備は、定住を促進するためにも重要だと思えます。あえて公営住宅と言いますのは、この地域で今求められているのは家賃の安い住宅だからです。定住の促進については、宅地の分譲や持ち家に対する助成金の制度もありますが、昨今の雇用、経済情勢の厳しさのもとでは個人が住宅を新築することは容易ではありません。人口は減りつつありますが、親と同居している若い人が独立したいとか、単身住宅に入っている人が結婚して広い住宅に移りたい、また年をとって一軒家の維持管理が困難になったので、公営住宅に入りたいなどなど、公営住宅に対する需要は減っていないのではないかと思います。また、完全なバリアフリーやオール電化でなくてもよいと思いますが、今の時代水洗トイレやふろつきは当然ではないかと思います。先ほどリフォームにしても家賃はそう安くはならないというような意味のことを申されましたけれども、新築の住宅よりは設備的にやや劣るといふ言い方はちょっと語弊があると思えますけれども、それほどの設備でなくても何とか安い家賃に設定できるようなリフォームを考えられないかと思います。都会と同じような大型の商業、レジャー施設や公共交通機関の整備などはこの地域で不可能だとしても、住宅の整備は工夫によってできるのではないのでしょうか。一遍に何戸も整備するのではなく、少しずつ計画的に進めていけば可能ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

住宅の建設が進めにくくなった背景とか理由は、先ほどもおっしゃいましたけれども、財政難、お金のないことが大きいと思えます。そのような事情であれば、なおさら今あるものを適切な維持管理で長もちさせて大切に使うことが大事だと思います。この点あかね団地Eブロック36戸があかね団地の中では新しく、しかも病院や介護センター、役場にも近い便利な住宅がマスタープランの計画どおりということなのでしょうが、用途廃止となって、既に解体されたり解体の予定になっていることには疑問があります。皆さんもつたいないと言っておられます。昨年の秋1,200万円かけて解体された5棟20戸の跡地は何に利用されるのでしょうか。長寿園の改築に備えるためではなかったのでしょうか。しかし、長寿園の増築部分は、はるかに離れたデイサービスの裏側に決まったと聞いています。そして、そのEブロックの中の残り、27、28号は既に解体が始まっていますが、29、30号の2棟は長寿園の増築部分からも離れていて、差し当たって解体の必要はないのではないかと思います。それよりもリフォームをした方が喜ばれると思

ますが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） Eブロックの関係でありますけれども、当初かなり早い時期でありますけれども、平成9年にこの公営住宅の再生マスタープランの計画づくりが始まっていますから、その時点で長寿園の増築等をする場合についてはEブロックに増築をしようと、こういうような計画をされていたようであります。当然そういう計画に基づいて、取り壊しをしながら長寿園の増築等も考えていたわけでありまして、しかしながら全面的な改築ができないと、こういうような結果になりまして、それであれば養護棟の一部を増築しようだとか、そういう変更に基づいてあかねE団地については用途廃止の中で活用ができなくなってきたと、こういうような経過があるわけでありまして、そういう部分からいって今現在ここの部分を議論をしてももとに戻るといふわけにはならないと、こういうことをご理解をいただければと思います。

特に公営住宅の再生マスタープランでは、拡充住宅については平成19年度で64戸の計画を立てて、それ以降あかね団地については現地の建てかえ、全体の戸数を縮小しながら現地建てかえをしていこうと、こういうような計画を立てたわけでありまして、先ほど産業建設課長から話ありましており平成17年度までの建設戸数を総合的に勘案すると64戸のうち56戸の建設が今年度で終わるわけでありまして。あと足りない分については8戸でありますけれども、しかしながら8戸というと1年間の建設戸数であります。そういう面からいくと、ことしから来年にかけてこの再生マスタープランを見直しをする必要があるのかなと、こういうようなことで担当課長がお話をしたと、こういうことをご理解をいただければ一番ありがたいのではないかなと思います。特に旧あかね団地については、建てかえをしていくのがいいのか、またはある程度のお金をかけてリフォームをしていくのがいいのか。それは、財源の取得の方法論等も含めて検討していく必要があるのかなと思います。特に、今新築の場合については補助金をもらったり、また残りについては起債を借りたりして建設をしているわけでありまして、リフォームについてどういような制度があるのか。ニセコ町の関係で道新に1回出たことありますけれども、その部分については耐力度調査をしながら、なおかつ耐力度調査をした結果によって補助の対象になるならないということも判断されるようでありますから、そういう部分を十分私も勉強しながら、一番財政的にいい方法を模索をしていながらマスタープランの変更をしていく必要があるのかなと、このように考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 最後に申し上げたいと思いますが、これについては答弁は要りません。

町長がおっしゃいましたけれども、平成9年度当時のマスタープランでは長寿園の計画もあったことだしということでしたけれども、長寿園の全面改築の計画は国の参酌標準が変わったというようなことがあって一度暗礁に乗り上げて、その後またどういふふうにする

るかということで増築場所については二転三転してきたのではないかと思います。その増築、建築場所がはっきりと決まらないうちに、去年の秋多分決まっていなかったと思います。そのときに差し当たって解体だけは予定どおり行ってしまおう。壊すのにも1, 200万円もかかっているわけですから、これを修理修繕とかリフォームの方に回したらかなりのことができたのではないかと思います。やはりお金がない、財政厳しいという中ですので、予定しているのやってしまうということではなくて全体、周りの情勢が変わったりそのことが変更になる可能性があるというような場合には、実行してしまう前に少し待つとか検討するということが必要だと思えます。少ないお金を大事に使っていくのが大切ではないかと思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目ですけれども、介護保険制度に伴う介護サービス利用者の負担について伺います。介護保険制度の大幅な見直しが今論議されており、2006年4月から実施されます。それに先立ち、前倒しの形でことし10月から介護3施設の居住費、食費が保険給付の対象外になるということです。低所得者に対する措置もあるようですが、特別養護老人ホーム長寿園及びショートステイ、デイサービス利用者の負担はどのように変わのでしょうか。所得段階別の居住費、食費の額を伺います。

給付の見直しでますますデイサービスが利用しづらくなったり、年金の額や介護度によっては費用を負担できず施設に入れなくなることもあるのではないかと思います。町として何らかの援助の手だて、対策を考えていますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の介護保険制度改定に伴う介護サービス利用者の負担について、保健福祉課竹内参事から答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 今の本多議員さんからのご質問にお答えいたしたいと思えます。

1番、2番含めまして、介護保険制度の施設サービスの利用者負担が平成17年10月1日から一部見直されます。現行では保険給付の対象経費に居住費と調理コストが含まれておりますが、改正ではこの居住費と調理コスト、それから食材料費は全額個人負担となります。現在介護保険制度改正内容については国からまだ正式に示されていないことから、現段階では詳細を示すことができません。改正内容が正式に示された段階で町民に周知をしていきたいと考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） では、再質問をさせていただきます。マスコミ等では大々的に取り上げられていますが、国から正式に示されていないということであれば新しい部分については仕方がないと思えます。そこで、現行の利用者負担について伺います。介護サービス費用のうち食費、居住費は、今幾らに設定されているのでしょうか。中頓別町内で利

用可能な三つについてお尋ねします。施設の場合、デイサービスの場合、ショートステイの場合です。それからまた、所得による介護費用の負担の上限は幾らになっているでしょうか。

金額的な面と、もう一つはお知らせのことですけれども、改正内容が正式に示された段階で町民に知らせるとのことですが、それはおおよそいつごろになるということはわかりますか。10月実施の部分と4月実施の部分の両方について伺います。それから、お知らせの範囲ですけれども、全町民対象ということでしょうか。今回は発足以来5年を経た介護保険制度の大幅な見直しであること、また65歳以上の人はいつでもサービスの利用者になれる、なる可能性が高いですし、40歳以上の人は皆介護保険料を負担しています。また、40歳以下でも家族がサービスの利用者の場合があることも考えますと全町民に改定の内容や中頓別町での負担について知らせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） まず、1点目の介護保険制度の食費、それから居住費の額につきまして、現行の額につきましてご説明いたします。特別養護老人ホームの長寿園の場合の現行の額でございますけれども、まず食費につきましては所得に応じて段階が設定されております。第1段階では現在1日300円、それから第2段階で1日500円、それから第3段階から第5段階までは1日780円ということになっております。それで、これらに対する限度額、上限額につきましては、1カ月第1段階では1万円、それから第2段階では1万5,000円、第3から第5段階では2万6,000円となっております。現行の居住費につきましては、現在保険給付の対象経費の中に含まれていることから、1日当たりの金額を出すのは難しいのかなと思います。金額を示すことは現段階ではできません。それから、ショートステイの場合につきましては、現行の食費につきましては1日780円となっております。食費は全額利用者負担であり、長寿園で1日当たりの単価を設定いたしております。次に、現行の居住費につきましては保険給付費の対象経費に含まれていることから、1日当たりの金額を算定することは難しいということでご了承をお願いいたします。それから、デイサービスにつきましては、現在食材料費、保険給付外ということで400円いただいております。それと、保険給付費の中に含まっております食事加算、これについては1割負担という形になりますので39円、390円ですので、39円が個人負担ということで合計で1日が439円の負担となります。

次に、2点目の介護保険制度改正に伴う住民周知につきましてですけれども、10月からの改正につきましては8月ごろに介護報酬が国から示されることになっております。示された段階で早い時期に町民に周知していきたいなということで考えております。また、来年の4月1日から全面的に介護保険制度が変わってきます。それにつきましても現段階では、介護報酬の告示、それから指定基準の公布が来年の2月ごろに告示されます。その段階、もしくはその前段で確定された内容がわかり次第住民に周知していきたいなということで考えております。ただ、対象者ばかりでなくて、できることであれば対象者外の住

民にもわかるような形で周知していきたいなと現段階では考えておりますので、よろしくご了承の方をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

今までの件については、大変よくわかりました。再々質問ですけれども、国から改正内容について正式に示されてはいないとはいうものの、介護保険制度改革の全体像というのが示されたりしているわけです。その中で軽介護者を対象に新予防給付が予定どおり実施されると在宅でのサービス利用がかなり制限されて、困る人が出てくるのではないのでしょうか。これは、費用負担とはまた別であったり、費用負担も絡むと思いますけれども、直接には関係ないかもしれませんが、要支援、介護1、介護2の方々がホームヘルプサービスを利用されて、それを支えに日常に在宅での生活、自立して日常一人で暮らしている、あるいはお年寄りだけで暮らしていらっしゃるという実態が中頓別でも多いように思います。介護保険者の責任として中頓別の人たちの介護の実態をよく把握し、早目の対策を講じて、途方に暮れるような人がないようにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 今のご質問につきましてですけれども、現段階でどういう介護利用者がどういう介護サービスをどのくらい受けているか、その辺を分析しまして、できるだけ介護サービスが容易に受けられるように考えていきたいと思っております。現段階では、介護保険制度に対して大きな内容では出てきておりますけれども、ただこれらにつきましては全国の介護保険担当課長会議等の資料や何かは出てきておりますけれども、その内容につきましても会議があるたびに内容が変わってきます。そういうことで、現段階ではこういうことになるという内容の説明につきましては避けたいなということで考えております。そういうことで、介護保険改正の内容が二転三転する中で、今後どういう形をとっていか検討していきたいなということで考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） これにて本多さんの一般質問は終了しました。

続きまして、受け付け番号2番、議席番号7番、石井さん。

○7番（石井雄一君） それでは、私の方から1点だけ質問をさせていただきたいというふうに思います。

一流の、中頓別、いわゆるいなかづくりということが総合計画で出されました。それと、今回5月の25日ですけれども、中頓別町中長期行財政運営計画、これが立ち上げをしました。その総合計画がことして4年目を迎え、この間町村合併が破綻し、本町は当分の間自立の道を選択せざるを得ないという状況になっております。地方交付税の大幅な削減など財政環境も相当厳しさを増しております。

そこで、次のことをお伺いいたします。まず1点目、町では5月25日、中長期行財政運営計画策定委員会を設置し、向こう10年間の行財政計画の立案をゆだねましたが、諮問事項の一つに町民との協働、いわゆるパートナーシップによる新たな公共サービスの推進計画を掲げています。これは、総合計画の政策の柱である新しい自治の仕組みづくりと密接に関連すると思いますが、町民と行政の役割分担をどのように考えていますか。例えば自治会と町とのかかわり、協働の具体的な施策について現時点でどのように考えているかお伺いします。

2点目、先行している総合計画の新しい自治の仕組みづくりではこれまでどのような協働の仕組みが導入、実現されましたかお伺いいたします。

3点目、総合計画には10年後の町の姿が描かれていますが、中長期財政運営計画の策定に当たり変更はございませんか。

4点目、一流の、中頓別（いなか）づくりという標語は大変すばらしいと思いますが、行財政運営が厳しくなる中まちづくりの機運、熱意が低下している気がします。その原因の一つとして、総合計画を初めとするまちづくりの諸計画において具体的に何を指すのか焦点が分散しているような気がいたします。そこで、何で一流を目指すのか、今後優先的に実施すべき施策、主な事業を絞り込み、町民に対してはっきりしたまちづくりの目標を示すべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 石井議員さんの一流の、中頓別づくりと中長期行財政運営計画についての質問につきまして、1点目、2点目については私から、3点目、4点目については総務課長から答弁をいたします。

まず、1点目の町民と行政の役割分担をどのように考えているのかというご質問であります。地方自治の原点は、住民が自分たちの住んでいる地域の将来について自分たちで考え、これから何をしていくべきかを地域の合意形成を図りながら自分たちで決め、実践していくことと考えております。今までのような行政主導から住民主導への転換、住民主体のまちづくりを進める、こういうことでございます。そういうために、私どもは住民参加の促進やまちづくり懇談会、出前トーク、地域づくり研修会、特にまちづくりフォーラム等を実施をしながら、住民の方々にもまちづくりについて真剣に考えてもらえるようになってきたのではないかなと、このように考えておるところでございます。さらにこれを進めて、参加から協働に発展をさせ、行政と住民の役割分担を中長期行財政運営計画策定委員会に諮問をして検討いただいているところであります。

2点目でありますけれども、協働の仕組みとは、行政と住民が一緒に考え、行政と住民との合意決定で事業等が実施されてくるものと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、3点目、4点目、私からお答えを申し上げたいと思います。

現時点では変更ありませんが、中長期行財政運営計画の内容に加え、平成18年度が計画5年目となることから、平成18年度に前半の5年間における検証と後半に向けて必要な見直し等を検討していくことになると考えております。

4点目でありますけれども、一流の、中頓別づくりは、地域にあるものやこれまで培ってきたさまざまな取り組みなどを大切にしながら、この地域ならではの、この地域らしい地域文化、生活文化を創造していこうとするものであります。これまで基幹産業である酪農の振興を図るため、循環農業支援センターを核に、中山間地域総合整備事業、地域のシンボルでもある鍾乳洞の保護、保全を基本とした周辺環境の整備を進めてきております。また、地域の自然環境を再生し、守り続けていくために環境基本計画を策定する取り組みもその一環であります。福祉の町らしく、ふるさと創生事業として高齢者福祉のために養護老人ホームの施設改修拡張事業を進めていくこともそうした理念を実現していく取り組みであるというふうに考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目のことでございますけれども、具体的に取り組んできたというふうに町長はおっしゃいましたけれども、それと、私言葉じりをとるわけではないのですけれども、行政主導から住民主導に変えていくということでございますけれども、私は行政主導はまだ一回も、始まっていないのかなというふうに思っているのです。今までのまちづくりと違いますか、それはまちづくりというよりは仕事をつくってきたという感じがしてなりません。合併問題が出て、本当の意味でまちづくりを考え出したのかなというふうに私は思っているものですから、まちづくりはこれからなのだろうと。でなければ、今までにまちづくりをされていたならば、中頓別の町はできていたのかなと、こういう非常に意地の悪い言い方にはなりますけれども、私自身も今まで実際かかわってきて、そういう感じがしています。それで、多分本当の意味のまちづくりはこれからだという認識の上に立てば、行政主導という言葉の意味が大事なのだと思うのです。私は、行政主導という言葉をしっかり自分なりに考えたのは、行政がしかけていくというふうに理解したいのです。町民とともに考え、新しい町、将来こういう町になるのだという中頓別のまちづくりをしかけて一緒につくっていくという、それが本当の行政主導なのだろうと思うのです。住民主導という形は、その後に言葉として出てくるのかなと私は思うのです。きちり住民が自治をしっかりして、その形ができてから初めてなるのかなと。その上で、1点目もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目です。協働の仕組みとして考えてきたことが行政と住民が理解しているということではあるとは思いますが、ただ、問題は、私はこの協働の仕組みを確立しなければならぬというふうに思うのです。それで、どう確立するのかというと、例えなの

ですけれども、地域があります。敏音知だとか松音知だとか、地域の自治会、それぞれの地域が今までと違った形で町とのかかわりを持っていくような、そういったことを具体的に進めていかないと、思いだけではこれはいかないのかなというふうに思うのです。その辺2点目、どう考えているのかお伺いしたいと思います。

それから、3点目、このことについては今後検討されることになるのだと思うのですけれども、例えば大幅な内容の変更が起きてくるのか、当初と違う想定がされるとすると交付税の削減による財政の厳しさからいくハードの部分の計画が見直しを迫られるのかなというふうに思うのですけれども、その辺大幅な内容の変更が考えられるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、4点目、ここが私は一番大事なところかなというふうに思うのですけれども、一流の、中頓別（いなか）づくり、私は一流という言葉を使うことはすごく大事だというふうに思うのです。ですから、一流が進むと超一流になるのかなと思いますので、一流になるために何をどうするのか、言葉はよくわかります。この総合計画つくったときに、自然豊か、このことをやっぱり大事にしていきたいという町民の願いがあったような気がするのです。この一流の、中頓別づくりの総合計画樹立して、そしてこの計画が終わった時点でどういう町が創造できるのか、10年後あるいは15年後。こういうイメージのわくようなことをできるかが私は町民と行政が一緒になれる一番大事な部分かなというふうに思うのです。だから、その辺のところを4点目、どういうふうに考えているか、どういうイメージで考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 1点目、2点目についてまとめてお答えをいたします。

住民と行政の協働の関係でありますけれども、基本的には今先駆的な自治体がまちづくりの基本にしている、根っここというのですか、憲法にしている自治基本条例等を策定をしながらやっているわけでありましてけれども、これはまちづくりの理念だとか住民の権利や責任、または行政の役割や責務等を明確にしながら、住民参加の保障をしていながら行政と住民の情報を共有していくと、これが基本になってまちづくりが進められていると、私はこのように認識しております。私も平成11年に町長に就任してから、基本的には今言ったようなことを前提にしながら地域づくりを進めてきたつもりでありますので、今中長期の行財政策定委員会に諮問をしておりますけれども、やはり住民参加をベースにしながら、住民と行政の協働、そしてなおかつ住民の役割と行政の役割を明確にしていき、今後住民がやるもの、また地域がやるもの、または企業等がやれるもの、また行政がやらないとならないもの、または行政でやらないとならないものも広域でやるものとか、そういう事業、事務を分担をしていくと、こういうようなことを最終的に委員会に答申をいただいた中で私ども新しいまちづくりの理念を持って進めていかなければならないだろうと、このように思います。先ほど話ありましたけれども、私はこれからの地域づくりは住民の人たちが計画立案をして、住民の人たちが自分たちがつくった計画で自分たちがそれを実

践をしていかなければならないという地域をつくり上げていかなければならないだろうと、私はこのように思います。特に行政主導型になりますと、行政がつくったのだから、行政が決めたのだから、我々は関係ないよと、こういうような実態が起きてしまうと大変なことになる。そういうことからして、自分たちの地域は自分たちが守り、育てていくのだ、こういう理念を持って地域づくりに住民の人たちが参加をしていただくと、こういう考え方をもとに1回目の答弁をしたつもりでありますけれども、私の方の答弁内容について若干の食い違いがあったとしたら、今話したようなことを基本にしているということをご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 3番目の問題であります。基本的には最初に答弁申し上げたとおりだというふうに思います。さらに言いますと、マスタープラン、つまり一流の、中頓別づくりをキャッチフレーズにしたこの総合計画そのものは、木で例えると幹であります。幹そのものは基本的には変わらない。ただ、個別計画と言われる枝葉の部分は、それはこういう財政状況にもなってきておりますので、内容の変更や、あるいは進捗状況を変えたりということの変更はあり得るというふうに思います。

それから、4番目であります。かなり理念的なことでありまして、私から言うのも何かと思えますけれども、それぞれどういうイメージで考えているのかということについては一様ではないというふうには考えます。それぞれの住民のとり方も当然あるわけでして、何が一流なのかということになればさまざまなイメージを持たれるかなと。ただ、そういう面では、こういう時代ですから、もう少し事業などにおいても選択と集中というか、何を優先をさせて何に集中をするのかという、そういう面での考え方の整理は必要なかなというふうに思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 確かに私と町長ではちょっと見解が違っているのかもしれませんが。私の言う行政主導というのは、今こそ行政主導をしないとできないという認識なのです。まちづくりをこれからするわけですから、私の考え方の中ではそういう意味でお話しているのです。行政主導がいいとか悪いとかという話ではなくて、やっぱりしかけてほしい。町民と一緒にスタートしていないって私は思っているのです。だから、町長の答弁の中で、計画立案、住民がやるべきだという意向はよくわかります。でも、まだそれぞれの町民、住民がそこまでいけていないというふうに思うのです。だから、そのことをきちっとやらないと次へ進めないというふうに、今町長が言われたような住民が計画立案して、住民がやるべきことはやるという、そこまでいけていないというふうに思うものですから、再度その点について見解をお伺いしたいというふうに思います。

それとあと、2点目、3点目の方はよろしいと思います。確かに大きな変更はないのかなというふうに思いますので、その辺はよろしいと思うのですけれども、一番は4点目な

のです。私先日下川へ行ってきたのですけれども、下川は町有林4,500ヘクタールぐらいあるのです。そのうち千九百幾らは国有林を以前に買っているのです、町の方で。今考えているのは、50ヘクタールを60年間育て、そして伐採すると、50年たったら切って、それに植林して、このサイクルをつくっていくと、3,000ヘクタールです。このように明確なあれを示しているのです。このことによって木材関連で雇用が大体1.5倍見込めるのではないかなというふうの下川町では予想しているのですけれども、これから環境の世紀と言われる21世紀、これからのことを考えるとまださらに可能性があるなというふうには私は思っていますけれども、やはりまちづくりのときに大事なものは、一朝一夕にはいかないのですけれども、将来こういうふうにしたいというものの核が必要なかなというふうにする。例えばイメージ的には、猿払はホタテということ、枝幸はカニとか海の方で、浜頓別はクッチャロ湖とかそういったことになるのかなというふうにするのですけれども、そういうふうに見えて、町の将来がイメージできるという、そういうことが一番大事だろうと思うのです。そのことについてどういうふうを考えているか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 再々質問にお答えをいたしますけれども、私は先ほど申し上げましたとおり、中頓別の町民につきましてもここ10年ぐらい前と比較をすると住民参加、自分たちの町を自分たちでつくるのだという基本的な考え方になりつつあると、はっきり言ってそういう気持ちを持っております。この違いについては、石井議員さんと私の違いがあるかもしれませんが、私はそういう認識を持っております。そういう意味で、これからもこの取り組みを発展をさせて住民主体のまちづくりを進めていきたいと。今お話ししたとおり私は、それが完成をしているという意味ではありませんけれども、より発展をさせて、住民ができるものは住民にしてもらい、行政にすべて頼らないでもらう、また行政もすべて行政が決めるのだ、そういう考え方を持たない、そういうようなことで地域づくりをしていきたいなど、このように考えているところであります。最終的には、諮問をしておりますので、その諮問に沿って行政と住民との役割分担の一定の答申をいただければなど、このように考えているところでございます。

また、4点目につきましては、一流の、中頓別づくり、やはりこれは中頓別のふるさと再生であります。そういうようなことを考え合わせると、中頓別の歴史、文化、産業、そういうものをしっかりと昔に返していくと、こういうようなことでないかなと思います。そういう意味では、環境の保全を基本に、地域にあるさまざまな資源を生かして産業の振興を図っていくのだと、こういうことでなかろうかなと思いますけれども、しかしながらこの中頓別町がどういう道を歩んでいくのか、そういうことも考え合わせる必要性があるのかなと思います。特にここ10年来高齢化社会が進んでおりまして、中頓別町の高齢化率も高くなっております。また、中頓別町は福祉の町と、こういうようなことも言われております。そういう面からすると、私どもは高齢者ともども日常生活の利便性を図ってい

くと、こういうことを基本にしながら医療や福祉の充実を図っていく。また、先ほど申し上げましたとおり中頓別再生という考え方からいくと、やはり農林業をしっかりと基本産業に据えて地域づくりをしていくと、こういうようなことが考えられるし、これを発展をしていく、こういうようなことにつながっていくのでないかなと思います。そういう意味では、後期の計画が19年からスタートするわけでありますけれども、その中でしっかりと中頓別再生をつくり上げていくと、こういうようなことを町民に示していく必要があると、このように考えているところであります。

○7番（石井雄一君） これにて私の質問は終わらせていただきますけれども、くどいようですけれども、最後に、まだ住民がやれる形にはなっていないと思いますので、これからも引き続き行政の方のしかけをやっぱり必要としていると思いますので、それをやっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） 以上で一般質問は終了いたしました。

一般質問が終わりましたので、議場からのテレビ中継を終了いたします。

朝に申し上げましたけれども、保護司会の方が要請に来ておりますので、ここで議場の時計で午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

### ◎報告第3号

○議長（石神忠信君） 日程第11、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告の件を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、安積総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、有限会社中頓別振興公社の経営状況について報告をさせていただきます。

5月28日に同公社の第10回通常総会、社員総会が中頓別町商工会の会議室で開催されました。その中で、平成16年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、余剰金処分案、平成16年度各会計監査がそれぞれ承認されたほか、平成17年度事業予算が決定をされました。また、同公社の定款変更が提案されまして、承認をされております。その内容は、出資金証書の譲渡及び書きかえについて取締役会の承認を受けなければならないというこ

とを追加したほか、もう一点は役員の任期として取締役、監査役の任期、これまでは決めておりませんでした。任期を2年として再選を妨げないものとするということが追加されて、承認をされております。さらに、川久保代表取締役が今限りで退任することに伴い、後任の取締役として加藤恵洋氏が選任され、総会終了後の取締役会で代表取締役に就任をいたしました。川久保前代表取締役は、米屋秀春氏の後任として平成3年9月から同公社の代表取締役を務め、この間13年9カ月にわたり同公社の発展に尽くされました。

次に、資料により平成16年度の決算状況を説明をいたしますが、資料は事前に配付をしておりますので、かいつまんで説明をさせていただきます。説明資料は、資料2、A4判の総合損益明細書、これに基づいて説明をさせていただきます。お開きください。それでは、説明をいたします。振興公社は、詳細として六つの科目に分けてありまして、一つ目は公園、これにはゴルフ練習場ですとか遊具などの収益も含めます。それで、収益としては、町からの委託料1,779万5,000円、事業益で59万9,600円、雑収入で48万9,951円、前期損益修正益として628万5,947円、収益としては計2,517万4,988円です。費用としては、役員報酬以下でして、役員報酬の240万円を初め、合計で言いますと前期損益修正損625万6,300円を含めて2,499万5,618円です。差し引きをしますと、事業利益として17万4,880円ということになります。それで、前期損益修正損と、それから前期損益修正益につきましては、前年度の今回のような6月の定例会で経営状況を報告した際に委託料の取り扱いについて説明をいたしました。そのときに税務署からの指摘を受けて、追徴も含めて納めなければならないということを説明をいたしました。それで、実際の処理は平成16年度においてそれらを処理したということでありまして、この修正損と修正益については会計事務所の指導のもとにこういう上げ方をしたということになります。

次に、スキー場では委託料のみで、615万2,079円です。費用としては、賃金の205万472円から雑費の9万3,753円まで、それで同じく615万2,070円です。したがって、差し引きはゼロです。

廃棄物処理施設であります。これは委託料と事業益でありまして、3,115万1,993円の委託料と、事業益は322万2,330円、これはごみ袋の関係であります。それで、収益としては3,437万4,323円。給料、手当以下雑費まで含めまして3,437万4,323円で、差し引きゼロです。

給食事業であります。これは、天北厚生園の給食業務の委託事業でありまして、収益は委託料のみで4,588万9,000円です。費用としては、給料、手当796万4,633円から雑費の3,979円まで含めて、委託料と同額の4,588万9,000円です。

次に、食堂であります。これは、スキー場における公社としての独自の事業といえます。収益事業でありまして、事業収益としては250万4,686円、雑収入で4万2,635円でありまして、収益の合計が254万7,321円です。費用としては、

賃金から雑費の1万9,590円まで合計いたしますと230万6,684円です。差し引きいたしますと24万637円の事業利益を上げているところであります。

清掃委託事業、これは病院もそうですし、役場などの清掃等で委託を受けている事業であります。委託料の合計が1,632万252円です。費用としては、給料、手当の650万2,700円から雑費3万1,500円まで含めると1,632万252円で、差し引きゼロであります。

合計で言いますと、収益が1億3,045万3,473円、費用が1億3,003万7,956円で、差し引き41万5,517円の事業利益を出しているところであります。それで、収益、費用で見ますと、受取利息が1,051円プラスをさかして、収益としては1億3,045万4,524円になります。費用は、1億3,003万7,956円が変わりありません。それで、税引き前の当期利益として41万6,568円、これは先ほどの合計の41万5,517円に受取利息が加わるとこの数字になりますが、41万6,568円、法人税、道町民事業税として25万5,000円です。これらを差し引きますと、当期利益として16万1,568円を計上しているところであります。

決算状況は、以上のとおりでありまして、17年度の事業予算につきましては、振興公社の決算報告書を議案書の26ページから37ページに記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。それで、今回町への委託料の返納がこの中であります。廃棄物処理施設としては、数字上は当然公社の方では平成17年度で上がる数字になりますけれども、廃棄物処理施設としては123万1,107円、スキー場関係では46万921円、鍾乳洞関係では53万3,335円です。そのほかごみ袋の販売に伴う精算として実質16万6,900円が町で言えば平成17年度の会計で委託料の返納あるいはごみ袋の精算代金として雑入で収納したということになっております。

以上であります。簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 1点だけ。今16年度のはわかりましたけれども、17年度の委託料です。今いろいろ見直しをかけていると思うのですが、相当いろんな分野になっているのですけれども、一つ一つでもいいのですけれども、委託料の考え方、昨年からことしにかけてどのような基準といいますか、そういうので決められたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 総体的に言いますと、人件費にかかわる分についてかなり削減をさせていただきました。本年度予算と前年度予算、個別ですけれども、比較していただきますと人件費なんかでも、例えば寿レクリエーション施設、26ページをごらんいただければ、26ページの公園整備費、賃金で前年度予算が209万9,000円、ことしは166万8,000円というふうに、ほかの科目についても賃金を比較して

いただきますと、ほとんどの科目で削減をされているという状況であります。これは、一つは町の財政も大変厳しいと、したがって公社においても何とか努力をしてくださいという要請を取締役会にいたしまして、これまで期末手当、言うなればボーナスなどについても前年度より月数で削減をしているというようなことも含めて、今回予算的には公社としてはかなり厳しいのですけれども、町も苦しいということもあってご理解をいただいて、削減をさせていただいたと。そのことが結果として委託料の削減というか、減少にもつながってきているということであります。

ちょっと説明が足りませんが、以上であります。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 役員報酬が240万ってなっていますよね、これ全体だと思いません。この役員は何人いるのか。給料、手当、振興公社の社長の給料は幾らなのですか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 前任は、月額20万です。今回新しく就任されました社長の月額は、15万であります。

（「役員なのかな」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 社長1人の分ですって、このことは。240万というのは、社長1人の分、社長だけの分。そして、今度の人は15万。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

#### ◎農業委員の推薦について

○議長（石神忠信君） 日程第12、農業委員の推薦の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、この規定は除斥の対象ですけれども、石井さんの退場を求めたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時18分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

議会推薦の農業委員を1人として、石井雄一さんを推薦をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は1人として、石井雄一さんを推薦することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

ただいま日程第12で議会推薦の農業委員に石井さんが決まりましたので、石井さんにご報告を申し上げます。

石井さん、ごあいさつありましたらお願いいたします。

○7番（石井雄一君） それでは、ただいまご指名をいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

大変浅学非才の身でございますので、職務の内容をよく理解して一生懸命務め上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

#### ◎請願第1号

○議長（石神忠信君） それでは、続きまして、日程第13、請願第1号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である石井さんの説明を求めます。

○7番（石井雄一君） 請願第1号。

受理年月日、平成17年6月6日。

所属委員会、産業建設常任委員会。

2005年6月6日。

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める請願書。

請願団体、稚内市中央1丁目2番23号、連合北海道宗谷地域協議会会長、磯部拓也。  
枝幸郡中頓別町字中頓別、日本労働組合総連合会北海道連合会稚内地区連合会中頓別支部  
連合会会長、古閑信二。

紹介議員、石井雄一。

「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、

## ＢＳＥの万全な対策を求める」請願趣旨

国内で、ＢＳＥ（牛海綿状脳症）感染牛が確認されて以来、政府は、と畜される全ての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行ない、牛肉に対する信頼回復に努めてきました。

また、２００３年に米国でＢＳＥの発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきました。

ところが、政府は、２０ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、さらにいま、米国産牛肉などの輸入再開に向けた動きを進めています。

しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてＢＳＥに対する国民の不安が続いています。ＢＳＥはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中で全頭検査の見直しや米国産牛の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものです。

しかも、米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼育規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的です。

したがって、以下の点について配慮されますよう要望するとともに、引き続き、ＢＳＥ問題への万全な対策を講ずる必要があります。

つきましては、貴議会におかれまして意見書を採択いただき、政府関係機関へはたらきかけられますようお願いいたします。

## 記

### １．米国産牛肉の輸入再開問題について

米国産の牛肉等に対するＢＳＥ対策については、次のような問題点があることから、拙速な輸入再開は行なわないよう求めます。

- ①米国ではと畜される牛で、ＢＳＥ検査を行なっているのは全体の１％以下にすぎないこと。
- ②生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。
- ③特定危険部位の除去では、日本は全ての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行なっているのに対し、米国では３０ヶ月齢以上の牛に限られていること。
- ④米国では、除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鳥の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があること。

### ２．国内のＢＳＥ対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の

見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検討されるべきです。さらに、検査緩和をおこなうと、若齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想されます。そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行なう全頭検査に対し、財政措置を継続するよう求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める請願を採決します。

お諮りします。本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める請願は採択することに決しました。

#### ◎請願第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、請願第2号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第2号についても会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である星川さんの説明を求めます。

○1番（星川三喜男君） 請願第2号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する請願書。

趣旨を読み上げてご説明いたします。

この請願団体は、連合北海道宗谷地区連合会会長、磯部拓也さん及び通称連合中頓別会長、古閑信二さんであります。

北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する請願趣旨

2005年3月末をもって「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）が失効となり、4月からは新たに「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下、「新合併特例

法)が施行となりました。

この間、国は「全国の市町村数を、1,000程度に」を目標に、積極的に市町村合併の推進をはかってきました。当町においても、将来のまちづくりについて合併協議会を設置して真剣に検討を重ねてきましたが、自治体間協議の不調の結果、協議会は解散となりました。

「新合併特例法」においては、都道府県が「市町村の合併の推進に関する構想」を定めるものとしていますが、構想策定は都道府県の自治事務であり、「市町村と対等・協力関係にある都道府県の構想策定は適当ではない」として構想を策定しない県もあります。

市町村合併問題は、あくまでも市町村の自主性・主体性によって決めるべきものであり、北海道における「構想策定」等は、強制合併にもつながる懸念もあることから以下の点について配慮する必要があります。

つきましては、貴議会において意見書の採択をいただき関係個所へはたらきかけをいただきますよう要望いたします。

#### 記

1. 「構想の策定」にあたっては、これまでの道内における合併協議会が解散・破談となった要因等を客観的に十分検証すること。
2. 「構想の策定」については、道の一方的な構想ではなく、当該市町村の意向を十分に掌握し策定すること。
3. 構想では、市町村合併だけではなく広域連合や自治体連合など、多様な選択肢についても検討すること。
4. 「市町村合併審議会」は合併推進だけではなく、将来の「北海道自治のあり方」を含めた議論展開とすること。
5. 「合併協議会設置の勧告」については、市町村の自主性を損なうことから勧告については慎重に取り扱うこと。

以上でございます。願意をお酌み取りの上、採択を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第2号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する請願は採択することに決しました。

◎請願第3号

○議長（石神忠信君） 日程第15、請願第3号 2006年医療制度改革に関する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第3号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である柳澤さんの説明を求めます。

○4番（柳澤雅宏君） 請願第3号 2006年医療制度改革に関する請願について、趣旨を読み上げてご説明いたします。

請願団体は、連合北海道宗谷地域協議会会長、磯部拓也さん及び連合中頓別会長、古閑信二さんであります。

それでは、請願趣旨を読み上げさせていただきます。

2003年3月28日閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」によって、社会保障審議会医療保険部会を中心に2006年にむけた医療保険改革の議論がすすめられていますが、2006年は診療報酬改定の年でもあり、医療政策においては大きな節目の年であります。

高齢者人口の増大に比例して増大する老人医療費の問題や労働者人口の減少は、市町村国民健康保険財政を圧迫し、一般会計からの繰り入れによって財政を維持している状況であります。厳しい自治体財政の中において国民健康保険の財政基盤の安定を図ることは喫緊の課題であります。

また、各自治体における良質な医療の確保は住民が安心して暮らしていく上で欠くことのできないものであり、行政の責任は大きいと認識しています。

2006年の医療制度改革にあたっては、だれもが公平で公正な医療が受けられる体制を確保し、市町村国民健康保険の再編・統合については国、道、市町村の財政責任を明確にし、安定的な運営が図られるよう以下の点について強く要望するものです。

つきましては貴議会におかれまして、地方自治法第99条に基づく意見書の提出について、ご賢察の上採択されますよう請願いたします。

記

- 1 市町村国民健康保険の再編・統合にあたっては、地域において予防機能が十分発揮できる体制を確保し効率的な運営をすすめるために、都道府県、市町村、国民健康保険団

体連合会が共同して保険者機能を強化できる体制を確保すること。また、国の責任において財政基盤の安定を図ること。

- 2 高齢者医療制度の検討にあたっては、単に医療費の抑制だけを目的とすることなく、現行の老人保険制度が果たしてきた予防活動等の成果を十分検証すること。
- 3 医療計画の見直しにあたっては、関連する各種計画と整合性をはかり効果的な保健医療サービスが提供できる内容とすること。第2次医療圏ごとに単に病床数の調整にとどまらず、医療従事者の確保が困難な地域への支援策や地域住民のニーズにあった医療供給体制の具体的施策を講じること。
- 4 診療報酬体系の見直しにおいては、分かりやすく公正な医療情報の提供体制を確保し、在宅医療や終末期医療など患者が生活者として尊重される医療の評価を高めること。
- 5 地域医療を確保する公的医療機関の役割として、民間医療機関が参入しにくい非採算医療部門（産婦人科、小児科などの周産期医療や救急医療、終末期医療等）を担うことが求められることから、自治体立病院に対してその役割を明確にして財政保障をおこなうこと。

以上でございますが、請願趣旨を十分ご配慮いただき、採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第3号 2006年医療制度改革に関する請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号 2006年医療制度改革に関する請願は採択することに決しました。

#### ◎請願第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、請願第4号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第4号についても会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である本多さんの説明を求めます。

○5番（本多夕紀江君） 請願第4号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する請願について、趣旨と理由を読み上げてご説明いたします。

請願団体は、通称連合中頓別会長、古閑信二さんであります。

<請願趣旨>

2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持を求めするため、地方自治法第99条の規定にもとづき、関係機関に意見書を提出することを請願します。

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 学校事務職員・栄養職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持すること。

<請願理由>

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。

現在、政府の財政赤字削減を目的とした義務教育費国庫負担金の削減がすすめられ、「地方分権の推進」あるいは「国と地方の役割分担」との視点から、主として経済財政諮問会議や地方分権改革推進会議で、地方の独自性を損ねる補助金制度として廃止・縮減の対象とされ、「三位一体改革」の議論のなかで、義務教育費国庫負担制度全体の見直しが検討課題となっています。また、政府は2006年度にむけた義務教育費国庫負担金の全額一般財源化の検討と学校事務職員の国庫負担制度からの除外を前倒しですすめようとしています。これは、すべての教職員の協力・協働で成り立つ学校運営の実情や、地域実態、設置者や教育関係者、保護者の声を顧みない、はじめに削減ありきの「改革」であり、教育論ぬきの検討でしかありません。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしぼる制度ではありません。すでに30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

むしろこの制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生ずるおそれがあります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間の格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。「三位一体改革」により税源移譲がされれば義務教育費国庫負担制度は廃止してかまわないとの指摘がありますが、国庫負担制度が廃止され全額都道府県に税源移譲がされた場合、9都府県を除いて現状の国庫負担金を下回る金額となる

ことが明らかとなっており、深刻な雇用情勢を反映して就学援助受給者や奨学金希望者が増大している中、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながるものが危惧されます。

以上のことから貴議会におかれましては、地方自治法第99条に基づく意見書の提出について、ご賢察の上採択されますようお願いいたします。

以上でございます。採択を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第4号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する請願は採択することに決しました。

#### ◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第1号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、安積総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案をお開きください。議案第1号であります。職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、2月18日の議会で行政改革関連条例を提出しましたが、その中で同条例の一部改正を行い、町内日当の廃止をしましたが、それとの関連で今回町内における宿泊料を削除、削るものであります。

それで、条例の本文としては、職員の旅費に関する条例（昭和27年中頓別町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「町内5,000円」を削る。

附則、この条例は、平成17年7月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第19、議案第7号 町の職員以外の者に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第7号 町の職員以外の者に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、安積総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 議案は別冊になっておりますので、ごらんをいただきたいと思います。議案第7号であります。町の職員以外の者に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正は、選挙管理委員会、町議会、自治紛争処理委員、町議会常任委員会、特別委員会、あるいは町がそれぞれの事務や業務の必要性から出席を求めた者に対する費用弁償の額について職員の旅費に関する条例を準用することとしていますが、同条例中、旅程距離によっては日当の減額あるいは日当を支給しない規定があるため、これら規定を適用しないこととあわせて、職員の旅費に関する条例と本条例の整合について条文整理を含め行うものであります。

それでは、条例本文であります。町の職員以外の者に対する費用弁償支給条例(昭和31年中頓別町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「支給するものとする。」を「支給することができる。」に改め、同条第5号中「必要あって出席又は旅行を求めた者」を「に出席を求めた者」に改める。

第3条第1項中「、第20条ただし書き及び同条第1号並びに職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(昭和51年条例第1号)附則第3項」を削り、同条第2項を削り、第3項を第2項とするものとします。

附則、この条例は、平成17年7月1日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 町の職員以外の者に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 町の職員以外の者に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第2号 中頓別町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 中頓別町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例の制定について、安積総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第2号であります。中頓別町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、ふるさと創生事業基金を養護老人ホーム長寿園、特別養護老人ホーム長寿園の施設改修拡張の事業に充てることに伴い、同基金の用途をこれら事業に限定するために条例改正を行うものであります。

条例本文ですが、中頓別町ふるさと創生事業基金条例（平成元年中頓別町条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長寿園施設改修拡張事業基金条例。

第1条中「ふるさと創生事業」を「長寿園施設改修拡張事業」に、「中頓別町ふるさと創生事業基金」を「長寿園施設改修拡張事業基金」に改める。

第5条中「ふるさと創生事業」を「長寿園施設改修拡張事業」に、「当てる」を「充てる」に改める。

附則中「し、平成18年3月31日まで、その効力を有」を削る。

この条例は、公布の日から施行するということでありまして、現在ふるさと創生事業基

金は平成16年度末の残高としては1億1,770万円余りであります。

以上です。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号 中頓別町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第3号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の全部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の全部を改正する条例の制定について、石川保健福祉課長に内容の説明をいただきます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 最初に、総務課長から説明がありました差しかえ分の文書でご説明をいたしたいと思います。

議案第3号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

今回の改正の要旨につきましては、実は名称変更が平成12年に行われておりまして、社会福祉事業法から社会福祉法に名称の変更がなされていた、現在まで失念をしていたということで、今回改正をさせていただくものでございます。また、あわせまして、条例中に定義だとか助成の範囲だとか決定通知等を明記するために、今回は全部改正とさせていただきます。さらにあわせまして、条例施行に関しまして必要な事項を規則で定めていきたい。これは、申請書だとか決定通知だとか、それから実績報告書などの様式等もきちっと定めていきたいということで提案をさせていただきました。

それでは、本文を朗読いたしまして説明とさせていただきますと思います。

中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例。

中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和51年中頓別町条例第33号）の全部

を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づき、中頓別町において社会福祉事業を經營する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対し、資金を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉事業」とは、法第2条に規定する事業をいう。

(助成の範囲)

第3条 町長は、社会福祉事業の健全な運営に資するため、法第2条の規定に基づく事業を行なう法人に対し、次に掲げる事業について必要があると認めたときは、予算の範囲内で助成をすることができる。

(1) 社会福祉事業を行う施設の整備に要する事業

(2) 社会福祉事業を行うための運営に要する事業

(助成の申請)

第4条 前条の助成を受けようとする法人は、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めたときは資金の助成を決定し、これを当該法人に通知する。

(助成の措置の取消し等)

第6条 町長は、助成を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成の措置を取消し、又は助成の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法第58条第2項各号に規定する措置に従わなかったとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により助成を受けたとき。

(3) 法人を解散したとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に規則で定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の全部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の全部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第4号 中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第4号 中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、安積総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、説明をいたします。

中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定であります。

平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されました。指定管理者制度は、保育所、プール、公民館、病院等の公の施設の管理に関して、自治体が条例に基づいて民間業者を含む法人その他の団体を指定して、こうした施設の管理を行わせることができるというものであります。このため、町では指定管理者制度の採用に必要な指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定める中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を提案するものであります。

なお、9月の第3回定例会以降に管理の基準、業務の範囲などを具体的に規定する各施設の設置条例、個別条例の改正を提案を予定しているところであります。

内容説明に当たっては各条文の要点のみを申し上げまして、条例本文の朗読は省略をさせていただきますと思います。

中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例。

第1条であります。第1条では、地方自治法第244条の2第3項に基づき、条例の趣旨を定めております。本条例は、指定管理者制度を導入する施設に共通する指定管理者の指定の手続に関する事項を定めるもので、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については施設ごとの設置条例に盛り込むことにしております。

第2条では、募集に関する規定で、指定管理者による管理を行わせるには公募を行います。このことに関する事項を規定をしております。町長などが公募に当たって明示する

事項は、公の施設の概要、申請受け付け期間、利用料金に関する事項など7項目であります。

第3条は、指定管理者の指定の申請に関する規定で、募集の際に必要な書類を明示しております。必要な書類は、申請書のほかに、管理を行う公の施設の事業計画書、管理に係る収支計画書、当該団体等の経営状況を示す書類などであります。

第4条であります。第4条は選定方法を規定するもので、公の施設などで平等な利用の確保が行えること、施設の設置効果が発揮できること、経費の節減効果があること、当然にその施設の管理を行うことができる能力があることを条件としております。

第5条は、公募によらない指定管理者の候補の選定など規定するものであります。契約に例えると随意契約に当たると言えますが、この条項は施設の性格上公募になじまない場合、地元の活力を積極的に活用した管理を行いたい場合に適用するものと考えております。

第6条は、指定管理者の指定を規定するもので、指定管理者の指定に当たっては議会の議決が必要であることを規定しております。

第7条は、協定の締結に関する規定で、町と指定管理者の指定を受けた団体は協定を締結する旨定めたものであります。

第2項で協定に定める事項、指定期間に関する事項、事業計画に関する事項、利用料金に関する事項など8項目を定めております。

第8条は、業務報告の聴取などに関して定めているもので、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に管理の業務及び経理の状況の報告を求め、実地の調査、必要な指示ができる旨定めております。

第9条は、地方自治法第244条の2第11項に基づき指定の取り消しなどを定めているもので、業務報告の聴取等を規定した第8条に従わないときなど、指定を取り消し、業務の全部または一部の停止命令に関して規定をしているところであります。

第10条は、事業報告の作成及び提出について、地方自治法第244条の2第7項に基づき、指定管理者は毎年度終了後60日以内にその管理する公の施設の管理の業務に関し管理業務の実施状況、利用状況、利用料金の収入実績、管理経費の収支状況などを記載した事業報告書を作成し、町長に提出することを定めております。

第11条は、指定管理者における保有個人情報の取り扱いに関して適切な管理と協定に基づく必要な措置を規定しております。

第12条では、募集の際に必要な書類の詳細や様式などを規則で定める旨規定をしております。

附則では、施行期日を公布の日から施行すると規定をしております。

また、指定管理者の情報公開では、出資法人や補助団体と同様、町と関係のある情報については公開するよう規定をいたしました。

さらに、個人情報保護条例の一部改正では、個人情報保護法における個人情報取り扱い事業者として、かつ町が関与する情報として個人情報に関する措置を講ずる旨規定をした

ところであります。

以上、雑駁であります。説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例は原案のとおり可決されました。

ここで2時20分まで暫時休憩にします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 日程第23、議案第5号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第5号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、議案第5号を説明させていただきます。

平成17年度中頓別町一般会計補正予算。

歳入歳出予算の補正では、第1条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億4,117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億4,347万4,000円とするものであります。

第2条では債務負担行為の補正で、既定の債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為

補正」により定めております。

第3条は地方債の補正で、既定の地方債の変更は「第3表地方債補正」により定めております。

それでは、3ページ、第2表、債務負担行為について説明させていただきます。補正内容は、追加でありまして、長寿園施設改修拡張事業に対する補助として、期間は平成17年度、18年度の2カ年、限度額を4億3,199万6,000円とするものであります。ここで、長寿園施設改修拡張事業の大まかなスケジュールといいますか、今後の進め方について若干説明を加えておきます。6月10日の第4回長寿園施設改修拡張事業計画検討委員会で基本設計案が了承されました。これを受けて、6月17日、あすですけれども、南宗谷福祉会の評議員会、理事会で基本設計案が確認される予定であります。7月下旬には実施設計が完成をして、8月中旬に入札となる予定であります。8月下旬から増築工事にかかりまして、18年の3月中旬まで増築工事を行います。その後利用者が増築部分に引っ越しをして、18年の4月から既存施設の改修工事に入ります。既存施設の改修工事については、18年の7月末をめどとして行うことにしているものであります。以上説明したのが大まかな今後の流れという状況であります。

次に、第3表であります。地方債の補正であります。内容は変更でありまして、この長寿園絡みです。過疎対策事業の限度額を1億9,250万円増額をして、変更後3億8,520万円とするものでありまして、内容は長寿園の施設改修拡張事業で1億9,250万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、事項別明細書、7ページであります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に232万9,000円を追加、内容は郵送料として232万9,000円を追加するものですが、これは当初予算で事業費支弁との関係から積算誤りのため過少計上したことによる今回の補正でありまして、今回多額の役務費をこうした初歩的なミスで追加することについて大変申しわけなく、心からおわびを申し上げるところであります。大変申しわけございません。なお、平成17年度に必要とされる額につきましては、これはあくまでも見込みであります。364万円ほどでありまして、このうち各事業支弁額といまして各事業における事務費等に充てるのがこのうち104万円あります。それで、当初予算において27万1,000円の郵送料を計上しておりますので、これらを差し引いて今回の232万9,000円を追加させていただくものであります。

次に、4目財産管理費であります。財産管理費では、既定額に54万8,000円を追加いたします。内容は、15節工事請負費で宮下定住促進団地排水トラフ工事54万8,000円を計上するものであります。これは、同団地内における融雪水などの排水不良を改善するため、U型側溝70メートル、V型側溝20メートル、暗渠排水25メートルを設置をして排水不良を改善するためのものであります。

5目企画費では、既定額に30万円を追加、内容は北海道市町村振興協会の助成を受け、地域づくり研修会開催経費として講師謝礼、費用弁償、消耗品をそれぞれ計上するもので

あります。なお、研修会の時期であります、今のところ9月を予定しております、講師は吉本哲郎氏、前年度中頓別に来町しておりますけれども、予定しているところであります。研修会名は「あるものを生かした協働のまちづくり」という内容を予定しているところであります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費では、既定額に2億273万5,000円を追加、内容は19節負担金補助及び交付金として長寿園施設改修拡張事業補助金として同額を計上するものであります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に47万2,000円を追加、内容は道営事業監督等補助業務委託、中山間地域等直接支払推進事業に伴う関係経費として9節旅費13万1,000円、11節需用費21万1,000円、12節役務費13万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路新設改良費では、既定額に4万1,000円を追加するものであります。内容は、23節の償還金利子及び割引料で平成16年度上駒松音知線川向橋解体により、鋼材発生に伴う補助金還付額を計上するものであります。

3項河川費、1目河川総務費は、既定額に3,474万7,000円を追加するものであります。内容は、道の頓別川広域河川改修工事、小頓別地区ですけれども、その附帯工事委託により行う工事で、2節給料から15節工事請負費まで関係経費をそれぞれ計上するものであります。

次に、5ページ、歳入であります。15款道支出金、2項道補助金、3目農林業費補助金は、既定額に8万円を追加いたします。内容は、中山間地域等直接支払推進交付金を計上するものであります。

3項道委託金、2目農林業費委託金は、既定額に31万2,000円を追加、内容は道営事業監督等補助業務委託金を計上するものであります。

3目土木費委託金は、既定額に3,474万6,000円を追加するもので、内容は頓別川広域河川改修工事附帯工事委託金を計上するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、4目長寿園施設改修拡張事業基金繰入金は、新規に1,023万5,000円を計上、内容は長寿園施設改修拡張事業で過疎債を充当する残りをこの基金により充当するものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、既定額に299万9,000円を追加、内容は前年度繰越金を同額計上するものであります。

20款諸収入は、既定額に30万円を追加、歳出でも申し上げましたとおり地域づくり研修会経費として北海道市町村振興協会補助金を計上するものであります。

21款町債、1項町債、2目過疎対策事業債は、地方債補正でも説明しましたが、既定額に1億9,250万円を追加しまして、長寿園施設改修拡張事業として計上するものであります。

以上、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

す。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第24、議案第6号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第6号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、高井病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第6号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出の既決予定額に47万円を追加して、収入及び支出の総額をそれぞれ5億432万円とするものであります。

支出についてご説明申し上げます。5ページをごらんください。1款病院事業費用、2項医業外費用、5目消費税、ともに47万円の追加であります。内容につきましては、平成16年4月1日施行の消費税法の一部改正に伴い、従来3,000万円であった免税点が1,000万円に引き下げられたことにより課税売り上げが1,000万円を超える当病院も課税事業者となったものであり、平成16年度決算に基づく課税売り上げ額1,983万3,000円に対し、消費税37万5,900円及び地方消費税9万3,900円の合計46万9,800円の納税義務が生じたものであります。

収入についてご説明申し上げます。4ページをごらんください。1款病院事業収益、1

項医業収益、2目外来収益ともに47万円を追加し、収入支出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第25、発議第1号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山さん。

○8番（村山義明君） 発議第1号。

提出者、中頓別町議会議員、村山義明。賛成者、同じく、本多夕紀江。

温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書（案）

今年2月に発効した「京都議定書」で、わが国は温室効果ガス排出量の6%削減を約束している。

そのうち森林による吸収量上限率は3.9%であるが、現状のままの整備水準では吸収量は2.9%にとどまり、森林育成活動の確実な実施が不可欠となっている。

上限率3.9%を達成するためには、これまで木材資源が唯一の経済的価値とされてきた森林を環境資源としてとらえ、その対価を森林所有者に還元できるような経済的しくみづくりと長期にわたる投資が宿命とされる林業経営において、森林育成途上段階での森林管理の成果に対して定期的、持続的に対価を還元できるしくみをつくりあげる必要がある。

また、京都議定書以降、森林の伐採行為は、温暖化ガスの排出と規定されるに至ったが、燃焼されるか、腐朽するまでは、木材は温暖化ガス固定化の資源として効果が持続することは明らかであり、地域において建築材等に利用される場合には、二酸化炭素が再貯蔵さ

れることを認識し、循環資源としての利用促進が図られなければならない。

循環資源である地域材を活用することは、地球温暖化防止のみならず、水源の涵養、生物多様性の保全など、良質な自然環境を育み、「緑の自給圏」の確立につながることから、国及び道においては、下記の施策について早期実現を図るよう強く要望する。

#### 記

- 1 地域材を建築材等に利用する者（事業者、一般消費者）に対して、消費税、固定資産税・不動産取得税の減免や住宅取得控除の割増などを主な内容とする利用促進優遇対策を法制化すること。
- 2 現在、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の対象となる木材は一部の国産間伐材に限定されているが、森林認証制度（F S C）等を活用し、持続可能な経営がなされている森林からの地域材を広く対象範囲に含め、今後の利用促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、財務大臣、農林水産大臣、北海道知事あてでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実に関する意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第26、発議第2号 道路整備に関する意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 発議第2号。

平成17年6月16日。

提出者、中頓別町議会議員、石井雄一。賛成者、同じく、星川三喜男。  
道路整備に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

#### 道路整備に関する意見書（案）

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだ十分とはいえず、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルート確保、さらには我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1 受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
- 2 活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
- 3 安心・安全な生活の確保や、経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、一日も早い完成に努めるとともに、本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

- 4 地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金を、譲与税化し機械的に配分すると、地方の道路整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日、北海道中頓別町議会議員、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。  
以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号 道路整備に関する意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 道路整備に関する意見書は原案のとおり可決されました。

### ◎発議第3号

○議長(石神忠信君) 日程第27、発議第3号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

宮崎さん。

○9番(宮崎安史君) 発議第3号。

平成17年6月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、宮崎安史。賛成者、中頓別町議会議員、石井雄一。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

#### 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(案)

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行財政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、「議会を招集する暇がない」を理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限などの制約的规定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

#### 記

##### 1 議員定数の自主選択

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、「上

限值」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

## 2 議会の機能強化

### (1) 立法的機能の強化

- ① 町村の基本計画は、住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性からみて地方自治法第2条第4項又は同法第96条第1項に議決事件として追加すること。
- ② 自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

### (2) 財政機能の強化

- ① 予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。
- ② 百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。
- ③ 予算の議決対象は、政策論議が行えるよう、款・項に加えて目まで拡大すること。

### (3) 行政監督機能の強化

- ① 地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。
- ② 監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命ではなく議会で選任するようにすること。

## 3 議会と長の関係

### (1) 不信任と解散制度の見直し

- ① 議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に、対抗措置として議会の解散まで行うところはないため、見直しを行うこと。
- ② 地方自治法第178条の長の不信任議決の要件を過半数あるいは3分の2まで引き下げること。

### (2) 議会招集権の議長への付与

二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

### (3) 長の付再議権の見直し

- ① 付再議権の行使は、長の一方的認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。
- ② 一般的付再議権は、特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。

(4) 専決処分要件の見直し

地方自治法第179条第1項に規定する法定委任的専決処分の場合、「招集する暇なし」の理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。

4 議会の組織と運営の弾力化

(1) 常任委員会の就任制限の撤廃。

委員会の審査・調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の1人1委員会の制約を外すこと。

(2) 全員協議会の位置づけ

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

意見書の提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第28、発議第4号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石井さん。

○7番（石井雄一君） この意見書につきましては、先ほど採択された請願第1号と同じ内容でございます。意見書本文の記以下を朗読し、提案にかえさせていただきます。

発議第4号。

平成17年6月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、石井雄一。賛成者、同じく、藤田首健。

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を  
求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

1. 米国産牛肉の輸入再開問題について

米国産の牛肉等に対するBSE対策については、次のような問題点があることから、拙速な輸入再開を行わないよう求めます。

- ① 米国ではと畜される牛で、BSE検査を行っているのは全体の1%以下にすぎないこと。
- ② 生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。
- ③ 特定危険部位の除去では、日本は全ての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国では30ヶ月齢以上の牛に限られていること。
- ④ 米国では、除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鳥の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があること。

2. 国内のBSE対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検討されるべきです。さらに、検査緩和をおこなうと、若齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想されます。そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対し、財政措置を継続するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第29、発議第5号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

星川さん。

○1番(星川三喜男君) この意見書につきましては、先ほど採択された請願第2号と同じ内容でございます。意見書本文の記以下を朗読し、提案にかえさせていただきます。

発議第5号。

平成17年6月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、星川三喜男。賛成者、同じく、村山義明。

北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

1. 「構想の策定」にあたっては、これまでの道内における合併協議会が解散・破綻となった要因等を客観的に十分検証すること。
2. 「構想の策定」については、道の一方的な構想ではなく、当該市町村の意向を十分に掌握し策定すること。
3. 構想では、市町村合併だけではなく広域連合や自治体連合など、多様な選択肢についても検討すること。
4. 「市町村合併審議会」は合併推進だけではなく、将来の「北海道自治のあり方」を含めた議論展開とすること。
5. 「合併協議会設置の勧告」については、市町村の自主性を損なうことから勧告については慎重に取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、北海道知事あてでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定などに関する意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第6号

○議長（石神忠信君） 日程第30、発議第6号 2006年医療制度改革に関する意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） この意見書につきましても先ほど採択いただきました請願第3号と同じ内容でございますので、趣旨を省略させていただき、記以下を朗読して提案させていただきます。

発議第6号。

平成17年6月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。賛成者、同じく、岩田利雄。

2006年医療制度改革に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

#### 記

- 1 市町村国民健康保険の再編・統合にあたっては、地域において予防機能が十分発揮できる体制を確保し効率的な運営をすすめるために、都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会が共同して保険者機能を強化できる体制を確保すること。また、国の責任において財政基盤の安定を図ること。
- 2 高齢者医療制度の検討にあたっては、単に医療費の抑制だけを目的とすることなく、現行の老人保険制度が果たしてきた予防活動等の成果を十分検証すること。
- 3 医療計画の見直しにあたっては、関連する各種計画と整合性をはかり効果的な保健医療サービスが提供できる内容とすること。第2次医療圏ごとに単に病床数の調整にとどまらず、医療従事者の確保が困難な地域への支援策や地域住民のニーズにあった医療供給体制の具体的施策を講じること。
- 4 診療報酬体系の見直しにおいては、分かりやすく公正な医療情報の提供体制を確保し、在宅医療や終末期医療など患者が生活者として尊重される医療の評価を高めること。
- 5 地域医療を確保する公的医療機関の役割として、民間医療機関が参入しにくい非採算医療部門（産婦人科、小児科などの周産期医療や救急医療、終末期医療等）を担うこと

が求められることから、自治体立病院に対してその役割を明確にして財政保障をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第6号 2006年医療制度改革に関する意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 2006年医療制度改革に関する意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第7号

○議長（石神忠信君） 日程第31、発議第7号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する意見書の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） この意見書につきましては、先ほど採択された請願第4号と同じ内容でございます。意見書本文の記以下を朗読し、提案にかえさせていただきます。

発議第7号。

平成17年6月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、同じく、柳澤雅宏。

2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

#### 記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 学校事務職員・栄養職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第7号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改正に反対する意見書は原案のとおり可決されました。

ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎日程の追加

○議長（石神忠信君） ただいま村山さんから発議第8号として中頓別農業高等学校の存続を求める決議（案）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第34として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、追加日程第34として議題とすることに決定しました。

#### ◎発議第8号

○議長（石神忠信君） 追加日程第34、発議第8号 中頓別農業高等学校の存続を求める決議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山さん。

○8番（村山義明君） 発議第8号。

平成17年6月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、村山義明。賛成者、同じく、石井雄一。

中頓別農業高等学校の存続を求める決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

中頓別農業高等学校の存続を求める決議（案）

北海道は、我が国の食糧生産の約2割を担い、食料自給率も190%を超えるなど、名実ともに食料基地としての役割を果たしている。

しかし、近年、農産物の国際競争の激化や農家戸数の減少、就農者の高齢化に伴う農村活力の低下、耕作放棄地の増大など、本道農業を取り巻く環境は厳しく、このままでは担い手が枯渇し、食料基地崩壊を招きかねない。

一方、農業は、従来の生産性及び収益至上主義から国土保全や環境維持など、公益的・多面的な機能が重視されるとともに、高度情報化社会を背景に既存の第一次産業の枠にとらわれず、生産から加工、流通までを担う農家が登場するなど、新たな潮流も生れつつある。

こうした価値観の変化に対応し、環境調和と安全な「食」の生産を通じて、将来にわたり持続可能な農業を実現するためには、専門的な知識と技術を習得できる農業高校の存在が不可欠である。

とくに、全道的に中学生が減少している状況下でありながら、本年度も道央圏から農業に関心を持つ14名の生徒が入学するなど、同校の必要性は実証されている。

本町議会は、道北地域のみならず、21世紀の全道農業の発展に寄与することを確認し、関係機関に対し中頓別農業高等学校の存続を強く求める。

以上、決議する。

平成17年6月16日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第8号 中頓別農業高等学校の存続を求める決議を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号 中頓別農業高等学校の存続を求める決議は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（石神忠信君） 日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件について会議規則第119条の規定によって、お手元に配付したとおり議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 日程第33、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件について、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決定しました。

◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日はこれで閉会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。

平成17年第2回中頓別町議会定例会を閉会といたします。

（午後 3時25分）